

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ ４ ） （ 22. 4 定 ）			
日 時	平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日 （ 月 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	古沢委員長、井川副委員長、千葉・鈴木・大橋・斉藤（陽）・濱本・林下・北野各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、林下委員を指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が千葉委員に、吹田委員が大橋委員に、中島委員が北野委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、山口委員が林下委員に、横田委員が濱本委員にそれぞれ交代しています。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、平成会の順といたします。

公明党。

○千葉委員

◎市内の経済状況について

一般質問で何点か質問させていただいた中からお伺いしたいと思います。

初めに、市内の経済状況についてお伺いしました。その中で、本年度の倒産企業の件数、負債総額等をお伺いしたのですが、件数が12件ということでありまして、この内訳についてももう少しお聞かせ願えますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

本年11月末での市内の企業倒産の件数が12件と答弁しておりますが、その内訳といたしまして、まず、業種でございますが、卸小売業が4件、製造業が4件、サービス業が3件、運送業が1件となっております。

また、その要因についてであります。放漫経営が5件、既往のしわ寄せ、これは徐々に業績が悪化しているにもかかわらず、具体的な財務状況を理解しないまま事業継続した結果、倒産するケースを既往のしわ寄せと言いますが、これが3件、そして、他社倒産の余波が2件、販売不振2件、合計12件となっております。

○千葉委員

今、内訳をお聞きすると、放漫経営とか既往のしわ寄せということで、半分以上がそのような状態であるということがわかりました。これは、企業がそういう経営状態を見直し、今後、自分たちの会社がどういうふう to 販売を促進していくのがいいのかという知恵を行政や民間事業者からいただきたいということも企業側にはあると思うのですが、質問の中でも、各企業との情報交換とかそういうニーズの把握をどういうふう to されているかという質問をさせていただきました。

御答弁の中では、異業種の交流会や各種業界団体との意見交換もなさっているということでありましたが、これはどのような内容になっているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、団体との意見交換の状況でございますが、定例的なものといたしましては、まず、日本銀行札幌支店長との四半期ごとの意見交換会を行っております。これは、市長みずから出席いたしまして、金融経済概況についての意見交換をしております。

また、ハローワークとは、毎月、小樽管内の雇用・失業情勢について公表しておりますが、この内容につきまして、ハローワークの支店長と産業港湾部長以下の職員でいろいろな意見交換をしながら、管内の有効求人倍率とか高卒者の就職状況について情報交換を行っております。

また、商工会議所と民間調査機関の支店長との市内企業の動向についての情報交換、意見交換を行っております。また、市が事務局を持っております異業種交流は、年4回の定例会を行っておりまして、今年は銭函工業協同組合

との交流とか、定住自立圏を意識した中では余市の産業クラスター研究会との交流を行っております。また、我々行政サイドがつなぎ役といたしまして、鉄工組合と水産加工組合の青年部との交流なども間に入りながら双方のビジネスマッチングに向けて行っております。

○千葉委員

今、各種業界団体、それから異業種の交流会というお話を伺ったのですが、私たち議員も、そういう知恵がなくとも相談を受けることが多くございまして、そういう団体に加盟していない小さな商店ですとか事業主の方からも相談を受けることがあります。職員の方が企業に直接出向いてニーズの把握に努めているという御答弁がありましたが、こちらについて、出向く先や内容について具体的に教えていただけますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

個別企業のニーズの把握についてでございますが、今年は水産加工の品評会を久方ぶりに開催いたしました。そうした中で、管内の水産加工業者に直接出向きまして、その品評会への出店とか、現在の新製品の取組状況、そういった状況を把握してございます。また、ガラス業界も、我々が事務局となって小樽がらす市等を開催しておりますので、そうした中で、市内のガラス業、つくり手の中では、例えば廃ガラスを活用した漁礁などといった新しいアイデアをお持ちの方もおりますので、そういった方たちの専門機関への紹介などを行っております。また、国内外への販路開拓に向けたニーズといたしましては、国内の見本市への市内企業の出店状況、また、海外への取引のある企業のニーズ、そしてまた課題等を聞いております。

経済は生き物だと思っておりますので、経営者の方と直接会いながらそういったニーズを把握して、そしてまた、我々の持っている情報も提供しながら、そうした形で地域経済の活性化に努めてまいりたいと思っております。

○千葉委員

非常に大切な部分だと思っております。ただ、先ほどもちょっと触れましたけれども、実際に今、もともと御実家が商売をしていてそれを後継するという以外に、やはり、自分で何か起業したい、商売をしたいという方も非常に増えているというふうに思っております。そういう相談もたまにあるのですけれども、結局は、どこに相談に行ったらいいのか、資金繰りの面とか、事業計画のノウハウをどこに聞けばわかるのでしょうかという質問がよくありまして、それを市役所が担っているかという、決してそうではないという印象がすごくあります。

質問の中でも、経営相談の対応状況について質問しましたところ、今年度は開業に成功した事例があったということで、これは個人的に非常に素晴らしいことだと思っております。この内容について、御答弁で聞いているのですけれども、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

この開業に成功した事例でございますが、我々産業振興課では経営相談窓口を設けております。そうした中で、本年 9 月に美容室を開業したいという方が御相談に見えられました。開業ですので、いきなり金融機関に行くのは敷居が高いということで、市のほうの相談窓口に来られたわけですが、お話を聞きますと、経験年数が 15 年ほどある方で、年齢も 30 代半ばの女性でございました。独立、開業に当たっての自己資金がないということで、通常は必要な資金の 3 割は自己資金が必要と言われていたわけですが、何分、手持ちがないので、全額借入れて何とかならないでしょうかという御相談でございました。美容室という業界の特徴といたしまして、客がその美容師につく傾向がありますので、一定の固定客が見込まれること、また、美容資材の業者もこの方を応援したいということ、また、市内で高齢のために廃業した空き店舗の後をこの方が新規開業で引き継ぐというような条件が合ったので、いろいろ詳しい状況を聞きながらアドバイスを行いました。

まず、設備投資に必要な資金とか、当面の仕入れ等に必要の運転資金、そしてまた売上計画や収支計画、さらには、金融機関から全額借入れですから、きちんと銀行へ返済できるのかどうか、その辺の状況について綿密にアドバイスをしました。もちろん、その中で、日本政策金融公庫が新規開業する方の制度融資を設けておりますので、

その制度の活用をするため、日本政策金融公庫に電話をいたしまして取次ぎをお願いしたところでございます。

そうした中、10月末に御本人から連絡がありまして、所用資金が500万円だったのですが、400万円を借り入れることができて、自己資金ゼロで何とか開業できるというような報告を受けたところでございます。

このたびの例は非常にまれなケースであるとは思いますが、我々といましては、相談者の状況を十分に把握しながら、今後ともきめ細やかな対応に努めてまいりたいと思っております。

○千葉委員

自己資金ゼロで開業に至ったということで、今、まれなケースというお話がありましたが、本当にそうだなという感想を持っております。この方は、美容師ということなので、手に職を持った方が本当に開業したいといった場合に一番ネックになるのは、やはり、資金であって、それを借りるための計画というのが、なかなか専門的な知識がないと金融機関に示すことができないのが実情なのです。その前段であきらめてしまう方も結構多いということで、今回、開業に成功したということで、今、御答弁にもありましたけれども、本当にきめ細やかな対応を今後もしていただきたいと思います。

◎空き店舗対策支援事業について

続きまして、もう 1 点、空き店舗対策支援事業についても一般質問をさせていただきました。今、各町内にある商店街もそうですけれども、空き店舗が非常に目立って、今ではその空き店舗自体も空き地になっている状況です。やはり、今、小樽市内に住んでいる方々が中心市街地に何か目的を持ってぜひ出かけていただきたいという視点で質問させていただいたのですけれども、過去 5 年ぐらいにさかのぼって、商店街の通行量又は空き店舗の状況が、現在とどのように変わってきているのか、お伺いしたいと思います。

○（産業港湾）田宮主幹

空き店舗の関係ですが、商店街におきましては、毎月、それから大がかりには 3 か月に 1 回ごと調べております。国道で言いますと、小樽駅前から入船十字街までの商店街、それから、1 本海側のほうの商店街は、梁川通りからグリーンロードのところまでの花園銀座 3 丁目会になりまして、その 15 商店街での調査結果で言いますと、直近では 9 月の比率になりますので、5 年前の平成 17 年度のときには 10.4 パーセントでした。それから、18 年度は 10.9 パーセント、19 年度が 9.9 パーセント、20 年度が 9.5 パーセント、21 年度が 10.8 パーセント、22 年度が 11.9 パーセントということで、5 年前の 17 年度と比較しまして 1.5 パーセント増えていることになっております。

それから、市場連合会のほうになりますけれども、市場のほうで見ますと、9 市場になりますが、17 年度が 17.2 パーセント、18 年度が 18.4 パーセント、19 年度が 20.2 パーセント、20 年度が 21.2 パーセント、21 年度が 22.7 パーセント、そして今年度が 28.7 パーセントということで、5 年間の 17 年度と比べまして 11.5 パーセントほど空き店舗が増えているような状況になっております。

また、中心部のほうにつきましては、今、千葉委員の中で空き地ということもありましたけれども、空き地は除いておりますので、営業している店舗と空き店舗になっている店舗との比率でございます。

それから、今、通行利用調査の関係でも御質問があったところでありますが、17 年度から見て、中心商店街におきましては、休日、平日とも減少が続いているような状況です。

○千葉委員

今伺いをして、商店街というよりは、市場の空き店舗が非常に増えているという印象がありました。この要因についてはどのようにとらえられているのでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

やはり、車での買物が多いということ、それから、1 か所で日用品など大体のものが買え、いろいろなものがそろっているということで、最近の傾向としては、やはり大型店のスーパーに流れる方が増えております。そういったことが大きな要素になっているものと考えております。

○千葉委員

市場に関しては、確かに大型店へ行く傾向もあるかと思いますが、それに負けない商店街づくりが非常に重要というふうに思っております。

また、市で行っている空き店舗対策支援事業の内容についてお聞かせいただいたのですが、この支援事業を活用されている方は、昨年度からの継続者が２名、また、既存事業者について新規があるということで、この辺についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

まず、商業起業家についてですが、継続している２名の方については、それぞれ市場でやっていらっしゃる方です。食料品の小売業の方が１名と、それから衣服、身の回り品の小売業をされている方が１名になります。それから、既存業者で、今年度に事業認定をされた方は、花園銀座商店街で衣料品等の小売業をされている方であります。

○千葉委員

今後、商店街の支援事業も非常に重要なのですが、実際に中心街の空き店舗対策として、この商店街又は市場では一体どういう業種、どういうお店が必要なのかという商店街組合とか市場組合側のニーズが一方であって、また一方で、私たち買物に行く側としては、こういうお店があってほしいとか、こういう業者に入ってほしいというニーズがあると思うのです。その考え方について、それぞれ何か市のほうで把握していることがあれば教えてくださいと思います。

○（産業港湾）田宮主幹

まず、商店街ですが、商店街の皆さんに聞きますと、基本的には家主が決めることになりますので、家主に一日も早く空き店舗の解消をお願いする形をとっているということで、業種についてまでは要望していないというふうに聞いています。

それから、市場なのですが、空き店舗がほとんどないような市場につきましては、空き店舗が出る場合について業種を絞って募集しており、それから、空き店舗が比較的多いような市場につきましては、業種を制限することなく、空き店舗をまず解消することを優先するというふうにしてやっています。

また、市民の皆さんの意識の問題ということなのですが、一番直近では、昨年度、北海道のほうで広域商圈動向調査がありまして、これの小樽のほうを見ますと、小樽市内に居住されている方が札幌方面に買物に行っているのは、高級衣料、呉服、寝具、服飾品やアクセサリ、あるいは時計、眼鏡、カメラといったものが２割を超えているような状況になっていますので、逆に言うと、こういったものが小樽市内に足りないというふうに思われているのだと思います。

○千葉委員

今、札幌に買物に行かれる中に時計とか高級衣料や呉服というのがあったのですが、実際には時計屋とか、呉服店も今は若干減ったのかなという思いはあるのですが、市内にも結構あったように私は記憶しているのです。では、なぜ、あるにもかかわらず札幌に行くのかというのが私自身も疑問なのですが、その辺についてはどのように考えられていますか。

○（産業港湾）田宮主幹

例えば、今、時計というものがありましたが、一つの範疇が時計、眼鏡、カメラなのです。そうなったときに、やはり、カメラなどは大型の安売り店が札幌駅前などにありますので、そういったところが主になっているという気がします。あるいは、呉服、寝具という面についても、札幌の郊外のほうに家具などの大型店がありますので、そういった方面に行っているという感じがしております。やはり、値段の関係と品ぞろえなどが影響しているのではないかとこのように思います。

○千葉委員

今後、小樽はますます高齢者が多くなるということで、逆に、車に乗る機会が非常に少なくなってくるのではないかと思います。やはり交通機関で身近に行けると言う点と駅前なので、昔のようにぎわいを取り戻すということが非常に重要であると思っています。

商店街組合の中では、例えばうちの商店街はこのようにしていこうというような話し合いの下で、どこからか商店を誘致するなど、そういう働きかけが実際に行われているのでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

働きかけというのは、私たちのほうから商店街に対してということでしょうか。

○千葉委員

商店街の方たち自身で不足している、例えばこういう店がこの商店街には必要だねという話し合いの下で、商店街として何か動きがあるのかどうかという点についてはどうでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

先ほども言いましたけれども、商店街としてこういった業種のところを誘致したいという具体的な動きというのは聞いておりません。

○千葉委員

本来はそういう視点も必要ではないかと思っています。今回の空き店舗対策支援事業なのですが、自治体によっては商店街組合自体にそういう支援事業で賃貸の補助をしたり、商店街組合自身の働きをもっと活性化するような形で支援事業をしているところがありまして、その地域にいる組合員の方々が本当に来てほしい商店を自分たちで探して誘致をする、その家賃の補助を行政が手助けするというをやっています。また、例えば、生鮮品の店がその商店街にあるとすれば、その関係の人たちが入ってくると競合します。それを逆に、にぎわいを取り戻すのであれば、全く違う土地の魚屋とか生鮮食品をトライアルみたいな形で月に1回とか3か月に1回そういう業者を呼んで、とにかく人集めをしようということで、そういう事業に対して市としても補助するような話を聞いたことがあるのです。

今回、空き店舗対策支援事業についても条件緩和をぜひお願いしたいという話を一般質問の中でさせていただいています。若干検討しているというお答えなのですが、対象業種の拡大とか住所要件も含めて助成対象者の条件緩和について検討を開始しているところでありますという御答弁もいただいておりますが、今時点でどういう条件があるかということと、また、それを踏まえてこういうところを条件緩和していきたいという部分を教えていただきたいと思います。

○（産業港湾）田宮主幹

まず、業種についてですが、現在は卸売業と小売業ということに限定しております。いわゆる物販です。そして、実際に問い合わせがありまして、小売とか卸売業以外でそういう制度があるのか、それであれば出ようと思っているのだけというようなケースもありました。そういったことも含めて、もちろん公序良俗に反するような業種はだめですけれども、昼間に営業するようなサービス業といった業種を緩和しようというふうに考えています。また、住所要件も、小樽市に住所のある方ということで限定しております。これは、小樽の人がみずから商店街を盛り上げていくことをやっていただきたいということと、限られた予算の中ですので、市外の方が店を開くために助成をした、しかし、市内の人が今度やろうとしたときにもう予算がないということも十分考えられますので、とりあえず市内に住所がある方を優先しております。ただ、その辺も、何か一律にするのではなくて、緩和できないかということで、今、検討しているところです。

ただ、いずれにしても、他都市の事例も参考にしながら、商店街の皆さん、あるいは市場の皆さんの御意見も聞きながら、いい方向で来年度はさらに充実してやっていきたいと思っています。

○千葉委員

今は定住自立圏構想で後志 5 市町村との連携もあるので、何かそういう特産展をウイングベイではやっている経緯があるのですけれども、中心地でも定期的にやるとか、とにかく人を集めるための対策としても、ぜひこの空き店舗対策支援事業を充実したものにしていただきたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

○斉藤（陽）委員

◎高齢者の孤独死について

代表質問で、高齢者に対する見守りネットワークについてお伺いしました。その関連で、二、三、お聞きしたいと思います。

まず、本市における高齢者の孤独死の状況ということで、市として把握するのは難しいということだったのですが、どういう点に難しさがあるのかということがまず一つです。

あと、増加傾向にあると聞いているという御答弁だったのですが、もう少し具体的に、どのぐらいの実数で推移しているのか、わかる範囲でお示しいただければと思います。

○（福祉）地域福祉課長

まず、孤独死の把握が難しい理由でございますけれども、そもそも孤独死という定義はなくて、市として統計的にとらえているものではございませんので、難しいということで答弁しております。

統計的な部分で集約はしていないのですけれども、増加傾向にあるという話をしたのは、昨年 7 月 22 日に高齢者見守りネットワーク会議を最初に開催し、小樽警察署の生活安全課長に来てお話をさせていただきました。そのときに、孤独死、孤立死のような状況があれば、警察署としても検視の取扱いということで警察が出向いて処理をするということで、そうした件数についてお話をさせていただきました。昨年 7 月には、平成 20 年 1 月から 12 月の 12 か月で 65 歳以上の高齢者に限ると 48 件の取扱い件数があったということでしたが、それが 21 年 1 月から 6 月までの 6 か月間で 35 件に上り、前年に比べて増えているというお話もいただきました。

また、本年 11 月にもネットワーク会議を開催しましたけれども、そのときにも係長においでいただきまして状況等をお話しいただきました。そのときは、本年 1 月から 10 月までの 10 か月間で 42 件になっているということでした。

○斉藤（陽）委員

横ばいよりは、確かに御答弁にあるように増加傾向が見られます。先ほどの定義が定かでないという部分なのですが、高齢者と言うと、65 歳以上で、ひとり暮らしで、周りの人が気がつかないうちに亡くなっていたというように一般的にはとらえるのですけれども、警察で件数をカウントしていく場合の定義はどういう場合を数えているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

細かくは聞いておりませんが、自宅などでひとりで亡くなった場合、警察としては変死の疑いがあるとして検視としての取扱いを行っているというふうに聞いております。

○斉藤（陽）委員

65 歳以上というふうに理解してよろしいですね。

次に、小樽のルールでは、基本的には地域包括支援センターにまず連絡を入れるという決まりだそうなのですが、この小樽独自のルールを決めたという部分で、これが功を奏し、この効果が発揮できた例等はございますか。

○（福祉）地域福祉課長

昨年 7 月に立ち上がって今日まで、寸前でこのルールがあつて命が助かったという事例の報告は聞いておりません。

○齊藤（陽）委員

ぜひ、そういった方向でいい結果が出ればと思います。

◎配食サービスについて

配食サービスについてですが、町会等での配食ボランティアの方たちの実際の作業は、どのようなボランティアの方が作業をされるのか、具体的な話をお聞きしたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

配食ボランティアの具体的な作業でございますが、配食ボランティアの給食サービスは、毎週金曜日の夕方、ウィリング和光という障害者施設で弁当をつくっていきまして、それぞれの配食ボランティアにより町会に弁当を届けまして、町会から御自宅のほうに配食ボランティアが弁当を配る形になります。配食ボランティアが届ける際には、見守りということで必ず御本人の存在を確認して届けるというのが特徴でございます。

○齊藤（陽）委員

夕方ということでしたけれども、町内会館みたいなところに食事が届けられると。それを何時から何時までにお届けしてくださいとか、受け取るほうも何時から何時までに来てくれるのだとか、そういう時間の取決めみたいなものはされているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

それぞれの配食ボランティアと対象者の方の中でおおむねの時間は決まっております。例えば、ウィリング和光から町会に３時に今日の夕食分の弁当が１０個届けられるとしまして、そこの町会の配食ボランティアが３人いるとしましたら、その３人の方が担当の対象者の方に弁当を夕方までに届けるというような形になっていますので、何時というきっちりした時間は設定していないかもしれませんが、おおむね３時から５時ぐらいの間に届けるというふうに聞いております。

○齊藤（陽）委員

代表質問の中で、民間の事業者の方が参入され、登録人数が３倍から４倍と飛躍的に拡大されたということで、民間を導入し、配食サービスが広がるということはいいいことなのですが、ただし、地道であっても、従来からの配食ボランティアの方々の活動というものも非常に大事なもので、そこの部分の充実、拡大という部分を頑張っていたきたいとまず思うのです。

従来、ボランティアがなかなか広がらないのは、毎週金曜日、何時から何時という部分が非常にプレッシャーになって、ボランティアの方が毎週必ずその時間をあけておかなければならないということがネックになっていたところがあるのですが、その部分でちょっと融通をきかせて、日にちを変えられるとか、このボランティアの人がもう少しやりやすくするような可能性はないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

実は、毎週金曜日の夕方というのは、ウィリング和光の障害者施設で弁当をつくっているわけですが、そのシフトの問題がありまして、どうしても弁当の品ぞろえから金曜日につくるという勤務のシフトの関係があって、ウィリング和光のほうでは金曜日の夕方しか対応できないということがあるものですから、このような形になっております。

○齊藤（陽）委員

今後の課題として、その辺も、もし可能であれば、ウィリング和光に調整していただき、２シフトとか、日にちをもう一日設けられるのであれば、広がるのではないかというふうに思います。もうちょっと研究していただきたいと思います。

もう一点なのですが、ネックになっている、なかなか広がっていないという部分で、代表質問でも伺ったのですが、その辺に元気な高齢者の方を、高齢であってもまだ頑張れるという方の力を導入して、配食ボランティ

アなどのボランティア活動にも参加してやってもらうという仕組みをつくって、もしそういうボランティアに参加したら何かインセンティブがあるという仕組みがつくられれば、より広がりやすくなるのではないかと思いますのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護ボランティアを利用して給食サービスの拡大を図ってはどうかということですが、まず、給食サービスの配食ボランティアを金曜日以外に拡大できるのかどうかという議論は、平成21年度から社会福祉協議会を含めてウィリング和光と話した経過があります。その中で、小樽市としても民間の事業所に頼む前にウィリング和光で事業を拡大できないのかということは当然投げかけております。ただ、やはり勤務のシフトの関係でどうしても、例えば金曜日のほかに水曜日にやるとしたら、今のシフトをがらりと変えなければ対応できないということと、例えば今、金曜日に200個ぐらいの弁当をつくっているのですけれども、水曜日に10個、20個でいいかということ、やはり、勤務の関係上、100個以上は欲しいという話がありまして、その部分でウィリング和光の対応はなかなか難しいという状況がありました。

その中で、介護ボランティアを利用してというお話ですが、介護支援ボランティア制度については、東京都の稲城市を中心に大都市で今広まりつつあるのですが、このボランティアの支援というのは、例えば施設などで食事を出したり、お茶を出したり、散歩のおつき合いをしたりというふうに、施設のお手伝いをして、そこでのボランティアのポイントを保険料に還元するというような制度であり、そういう制度の利用が先進都市を見ると多い部分があります。今の委員の給食サービスにというのは、ウィリング和光との兼ね合いもあってなかなか難しいのかもかもしれませんが、ほかの介護施設の中でそういうボランティアが必要としている施設があるのかどうか、また、小樽市内にボランティアをしようとする高齢者がどれだけいるのか、バランスよく存在していなければ成り立たないというふうに考えます。

そこで、第5期介護保険事業計画の中で、生活圏域ニーズ調査を年明けに初めてやるのですが、その中にボランティアに参加するかどうかという項目がありますので、その辺の項目をうまく利用して、65歳以上の方で介護ボランティアに興味がある方がどれだけいるのかまず調査をして、その結果をもって制度を進めていけるのかどうかを判断していきたいと考えます。

○斉藤（陽）委員

例えばデイサービスを週2回利用している方で、わりと元気な方が利用されているとして、1回は単純に利用者として利用する、もう一回はスタッフの手伝いみたいな感じでボランティア的な意味で利用するというように、黙って2回利用するというのではなくて、1回は普通の利用者だけれども、もう一回のほうはボランティアで頑張るというような仕組みをつくると、単なる受け身的な利用者ではなくて、自分もスタッフの一員みたいな感じで、逆に元気な利用者の人がさらに元気になるという効果も出てくるのではないかと思いますのです。ぜひ、そういった部分を含めて御検討いただければというふうに思いますが、御答弁をいただいて終わります。

○（医療保険）介護保険課長

今のデイサービスの例は、どうしても介護保険の利用というのはケアプランに基づいて利用するという大前提がありますので、その辺はケアマネジャーがデイサービス利用のアセスメントをして週に何回必要だというのはプランに組み込まれます。介護保険サービスの中でというとは非常に難しい部分があるのですけれども、ボランティアとして介護サービスの補助をして、より元気に暮らすということは非常にいいことだというふうに考えますので、そこはやはり、ボランティアをするほうと受けるほうのバランスと、それとまた、先進都市を見ますと、ボランティアを管理する組織、NPOとか社会福祉協議会などの組織づくりも非常に難しいというふうに聞いていますし、また、そこでコーディネートをする方もかなり重要だというふうに聞いていますので、その辺のさまざまな問題をどのように解決していくかということクリアした中で考えていきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎母子家庭自立支援給付金事業について

それでは、母子家庭自立支援給付金事業についてお尋ねしたいと思います。

特に、高等技能訓練促進事業ということで、実は、平成21年6月から制度が改正になって、国が4分の3の補助金を出しています。この改正になった制度の内容、あるいは北海道と小樽市の負担割合はどのような形になっているのか、お知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

母子家庭自立支援給付金事業でございますが、そのうち、今、林下委員がおっしゃった高等技能訓練促進事業については、訓練促進給付金というものがございます。これは、もともと平成15年ころから国のほうでは動き出しておりまして、小樽市は平成16年度からこの制度を取り入れて実施しております。今お話にありました制度の改正ですけれども、昨年、2回ほど制度改正がございました。

基本的に、この給付金というのは、例えば看護師とか保育士とか作業療法士などの資格を取得する場合に、通常はそのための2年制あるいは3年制の学校に通って資格を取得することになるのですけれども、その学校に通う際の生活費を給付するというのが制度の趣旨になります。そもそも制度のスタートのときは、支給対象期間は修学期間の最後の3分の1の期間というふうに位置づけられておりました。例えば、2年制の学校ですと2年生の途中から8か月間になりますし、3年制の学校でありますと最後の1年間で3分の1の期間となります。それが、昨年2月に法改正になりまして、対象期間は後半の2分の1の期間というふうに若干拡大されております。その後、昨年6月にまた法改正がありまして、修学期間の全期間が対象となっております。

同時に、支給の金額もこれまで改正がありまして、制度のスタートの金額は、課税世帯の方であれば月額5万1,500円、非課税世帯の方は月額10万3,000円という金額でありました。これが、昨年6月の法改正の中で、課税世帯の方は月額7万500円、非課税世帯の方が月額14万1,000円というふうな制度改正になっております。これを受けられる方は、児童扶養手当を受給されている方、若しくは同程度の収入の方ということで、もともと制限はございますが、こうした制度改正の経過がございます。

あとは、財源の割合ですけれども、自治体はもともと4分の1の負担ということになっております。

○林下委員

4分の1ということになりますと、北海道は負担していないという理解でいいですか。

○（福祉）子育て支援課長

非常に複雑なのですが、まず、基本は国の補助制度になっておりまして、そこが4分の3で、あとは小樽市が4分の1になっております。なお、国の4分の3のうち、直近の改正によりまして一部が北海道の安心こども基金で負担される部分もございます。

○林下委員

非常に難しい制度改正をやられたようで、私もちょっと勉強したのですけれども、どうも意味がわからなくて質問したのです。

それで、母子家庭の母親の資格取得を支援するということは、つまり、生活支援をしなくても経済的に自立していくことを促進するという非常に重要な事業だと思いますし、今回の制度改正で希望者が非常に増えています。例えば札幌市では、11月の新聞報道ですけれども、50人分の予算を追加して対応しているそうです。これは、その制度改正によるところが大きかったということです。昨年末までに41人が資格を取得して常勤採用になっているとい

うふうに報道されています。小樽市では、受講者とか受付状況、あるいは資格取得と実際に雇用されている状況の把握はされておりますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市でも、こちらの受講者は平成17年度に3件、18年度が2件、19年度が4件、20年度が1件ございました。昨年の制度改正の影響で、21年度は10件の件数がございました。今年度は17件の見込みというふうになっております。

なお、こちらの資格ですが、小樽では正看護師の資格を取得するという方がほとんどでございまして、平成20年度までの10件の方について調べてみましたけれども、いずれも正看護師の資格を取得しまして、市内の医療機関に8人ほど、札幌の医療機関に2人ほど就職されております。

○林下委員

札幌市との人口比較などをいろいろ考えますと、小樽市は大変よく利用されていると思いますし、非常にすばらしい実績だと思うのですが、今お話があったように、ほとんどが看護師ということで、非常に試験が難しく、つまり合格しなかったら採用にならない。逆に言えば、そうした講座でなければ自立することは難しいのかもしれませんが。例えば、講座についていろいろな相談があると思うのですが、そういった相談にはどう対応されているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市が取り扱っている資格の種類ですけれども、先ほど紹介しました看護師、保育士のほかに、介護福祉士、医学療法士、作業療法士、全部で五つございます。これは、もともと北海道の補助要綱がこの五つの資格を対象としておりまして、この資格を北海道が定めた理由としては、国家資格で就業率が比較的高いものということで、この五つになっております。小樽市もそれに倣って、現在、五つの項目を備えておりますけれども、この項目については、必要があれば北海道と協議をすることによって追加などは可能だというふうに聞いてはいますけれども、小樽市内のいろいろな資格を取得するための養成機関を見ますと、看護師の資格を取得するための機関はございますけれども、それ以外のところというのは、小樽市内にはなかなかなくて、現実にはやはり札幌に通わなければならないということが多いのも実情で、現在、この五つからは変わっておりません。もし、こうした御相談があった場合、もっとも、ニーズがどうなっているかということもありますけれども、必要があれば北海道とも協議をしていきたいと思っております。

○林下委員

都道府県などの長が指定したものということで、看護師、介護福祉士、保育士、医学療法士、作業療法士というお話がありました。いずれにしても、入学すること自体が相当難しいものばかりで、都道府県によっては、美容師とか、理容師とか、そういうものもこの講座に取り入れてやっているとところもあるというふうに伺ったのですけれども、小樽市としてはそういうニーズがないのか、あるいは相談がないのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

美容師、理容師の学校も以前は小樽にあったかと思うのですが、なくなってしまっております。今の時点では、特段、こういった資格について新しいリクエストはございませんので、現時点ではこの体制で進めていきたいと考えております。

○林下委員

やはり、この制度自体がまだまだ知られていないというか、ハードルが非常に高いせいもあるのでしょうかけれども、例えば、生活支援課などに相談に来られるようなケースで、こういう制度があるから受験してみないかというようなアプローチはされているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

関係のところには情報を流しております。あるいはまた、広報とかホームページ、母子会の関係での情報提供など、機会あるごとにしているところでございます。

○福祉部長

生活支援課の関係では、今、生活保護を受給されている方の自立支援プログラムの中で、当然、このような制度も含めて案内をしているところでです。

○林下委員

札幌市よりも非常に頑張っておられるということはよくわかったのですが、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

◎定住自立圏共生ビジョンについて

それでは次に、定住自立圏共生ビジョンが策定されて、先般、私どもの手元にその資料が届けられたのですけれども、これに関する提言の取りまとめに当たった懇談会のメンバーとか役割について、まず簡単に説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

このたびの共生ビジョン策定に当たりまして、各市内の経済団体や医療関係者及び周辺 5 町村からの推薦から成ります共生ビジョン懇談会の委員 18 名において、今回の共生ビジョン策定に対する意見をいただきました。また、この中でワーキングを三つつくっております。まず一つ目が産業振興、観光、地産地消のワーキング、二つ目が人材、教育、情報交流ワーキング、三つ目が医療、福祉、地域公共交通のワーキングを作成しまして、それぞれの分野で意見をいただきまして、このたび提言書として取りまとめていただいております。

○林下委員

今、御説明がありましたワーキンググループの事業計画などでは、この定住自立圏構想全体で 5 年間という事業期間が設定されていると思いますが、このワーキンググループも、5 年間ずっと、事業継続で議論をしていくということなののでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

今回の懇談会のメンバーにおきましては、一応、要綱で任期を 2 年と定めております。

○林下委員

総務省が定住自立圏構想そのものの枠組みとか予算の関係とか全部提起をして、そうした制約もあると思うのですが、産業振興、観光、医療、福祉、公共交通、いずれの分野も、この定住自立圏構想以上に、圏域の自治体の皆さん、あるいは住民の皆さんの期待は非常に大きいと思うのです、この課題については。それぞれの分野がそれぞれの専門家も交えてワーキンググループをつくったということなのですが、もちろん、議会が全くかわっていないという状況ですから、これからもう少しこのワーキンググループの専門家を広げるとか、あるいは議会とのかかわりだとか検討する余地はないものかという点ではどうでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

今回の懇談会は、あくまでも共生ビジョンを策定するために当たった懇談会であります。今後、このたびの共生ビジョンで示された事業を実施するに当たりましては、各分野に関する関係団体、各町村の担当課長等とこれから協議を進めながら実際に事業を進めていく形になると思っております。そういった中では、これから新たな事業を進めるに当たって、また新たな情報なりを交換する場が必要であれば、そういう場の創出も今後検討していく形になると考えております。

○林下委員

私もまだ資料を 1 回読ませていただいただけなのですが、例えば食に関して言えば、地産地消ということ

がメインテーマとして取り上げられています。これは、従来の考え方に若干肉づけをしていくというような印象があるのですが、私どもが今までいろいろな立場で議論してきたのは、例えばこの圏域の中では、農業や水産業といった地域資源を生かした付加価値を高めた統一ブランドの商品を開発できないかとか、あるいは食品加工だとか販売、イベント、あるいは海外への販路促進というような点で、今、北海道が一生懸命勉強しております食のクラスター構想的な取組を圏域として進めていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、そういった今後の展開についてはどうお考えですか。

○（総務）企画政策室上石主幹

まず、食に関しての御質問ですが、これらの取組は、あくまでも北しりべし圏域内にはたくさんの魅力的な農水産物がありますので、まずそういったものを圏域内の住民に知ってもらおうというものであります。また、圏域内で消費してもらいましょうという考えであります。

今、委員がおっしゃいました販路拡大におきましては、産業振興の中で、まず農水産物の生産の支援及び活用促進を図りながら、ブランド化を図って販路拡大を行っていく。こういった部分に関しましては、この産業振興の施策の中で行う予定になっています。

○林下委員

この関係で、市長の記者会見でも、小樽を起点とする観光ルートの開発なども出て意見に追加したという形で報道されています。公共交通ということと地域の観光開発ということは密接に関係していると思うのですが、これはどういったイメージでこういう形になったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

小樽を起点とした広域観光という考えですが、この北しりべし圏域の中では、宿泊する施設も各町村ではそれほどお持ちではないということで、これまでのビジョン懇談会の中でも意見が出ましたが、各町村としては、これから宿泊施設等の整備をしていくのはなかなか厳しいと。そういった中では、やはり、観光においても役割分担の中で、まず小樽に宿泊していただければ、さらにその奥へと観光客の方に来ていただける。そういった意味では、まず小樽がもっと活発に観光分野でリーダーシップをとっていただきたい、そして、宿泊型の観光推進をしていくことによって周りにも波及効果があるというような意見もいただきましたので、そういった取組をこれから行う予定であります。

○林下委員

そういった分野は私どももまだまだ勉強不足であるのですが、三つの分野と20の事業の展開ということが言われていますが、簡単にその考え方だけを説明していただければと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

この三つの分野といいますのは、まず一つ目が生活機能の強化、二つ目が結びつきやネットワークの強化、そして三つ目が圏域マネジメント能力の強化というものになっております。

まず初めに、生活機能の強化におきましては、ここでは医療、産業振興、広域観光、教育、その他としまして成年後見センターの支援や消費生活相談体制の連携事業などを想定しております。

次に、結びつきやネットワークの強化におきましては、地域公共交通、ICTインフラ、交通インフラ、地産地消、そして交流及び移住について取り組む予定になっております。

また、圏域マネジメント能力の強化におきましては、人材育成、職員の能力向上という施策に取り組む予定になっております。

この施策におきまして、それぞれ20の事業を実施する予定になっております。

○林下委員

全体の予算規模についても、こんな予算で本当にこれだけの事業を達成できるのかというような感じもするので

すけれども、やはり、圏域の皆さんは具体的な成果を期待していると思います。私どもも、その圏域全体が活性化していくことでいろいろな効果が期待できるのではないかというふうに思いますので、議会が関与する場面があまりないですけれども、ぜひ、予算消化に終わらないで具体的な成果が上がるような取組をお願いしたいという要請でございます。よろしくお願いいたします。

◎小樽駅前第 2 ビルの公共プラザについて

次に、小樽駅前第 2 ビルの公共プラザについて質問したいと思います。

この質問を考えたときに、福祉部なのか、あるいは建設部なのか、生活安全課なのか、なかなか難しい課題がたくさん絡まっているということがわかったのですけれども、第 2 ビルの公共プラザという昔の長崎屋小樽店 1 階の水の広場と言われていた場所なのですが、非常に高齢者のたまり場的な状況になっています。これ自体は問題ないのですけれども、さまざまな問題が生じているという指摘がされているのですが、承知されているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

さまざまな問題ということでございますけれども、直接所管しているのは私ども建設部でございますけれども、ここ数年は、直接、何か問題があるというような通報はいただいておりません。実際に、ここの施設につきましては、小樽駅前ビル株式会社に委託をしております、そちらの方にお話を聞いてみましたけれども、数件の事件と言うのでしょうか、もめごとと言うのでしょうか、そういったものの報告があると聞いております。ちなみに、今年度は 4 件ほどありまして、うち 2 件が高校生によるもの、残りの 2 件は泥酔者によるものというふうに聞いてございます。

○林下委員

実は、先般、行政団体との話し合いの中でこの問題が提起されたのですけれども、私どものところに電話相談が何件か来ておりまして、その電話の内容によりますと、ここがたまり場になっていることによって、寸借詐欺みたいなことが横行していると。その内容はなかなか難しく、警察に相談しなさいと言ったら、警察でも事件として立件するのはなかなか難しいというお答えだったというふうに言われております。また、今お話があったように、酒を飲んでのトラブルとか、あるいは、置き引きや万引きといった相談の電話もありました。それで、その被害に遭った人が長崎屋のほうに監視カメラの映像を見せてくれと言ったところ、長崎屋のほうではカメラは本物ではないから映像はないのだというような対応で、一体どこへ持っていったら問題が解決するのか、こういうことでありました。

そういった問題点の把握ということも大切なのですけれども、これはやはり、高齢者のたまり場という表現が適当かどうかは別にして、現状、そういった状況になっていて、市が関与をしてたまり場をつくるというのはおかしい話なのかもしれませんけれども、そういった場所が必要ではないかという提起だったのです。やはり、このまま放置しておくわけにもいかないとすれば、市としてどの部署がどのような対策をとるべきか、お考えがあればお答え願いたいと思うのです。

○（建設）庶務課長

公共プラザに関して、高齢者の方々が集まれる場所をとということでございます。

そもそも公共プラザの目的というのは、市民の広場的空間の確保ということでございまして、やはり、市民の方々に広くお集まりいただくということを目的に設置したものでございますので、高齢者の方が多いというのは、小樽市の現状を踏まえてそうなのだと思います。その中で、いろいろと問題があるというお話が先ほどありましたけれども、ここは警備会社が実は配置されておまして、警備会社の方々の警備の中で何か問題があればすぐに対応するような形になっています。

それから、残念ながら、置き引き、万引きというのは、見ていなければなかなかできないということもあると思いますので、その辺でどういう対応ができるかは、小樽駅前ビル株式会社とか長崎屋なり警備会社のほうとも協議

をしたいと思います。

ただ、監視カメラの件につきましては、それがどうこうということは私どもでも申し上げられませんので、その辺は御了承ください。

○林下委員

建設部としてはそういう答弁にならざるを得ないのだろうと思うのですけれども、やはり、こういった状況がずっと放置されるのは好ましくないと。ましてや、たまり場という表現がどうも私は抵抗があるのだけれども、そういう場所というのはやはり必要だと思うし、健康で出歩ける人の行き場所がないというような状況はやはり好ましくないと思うのです。

それで、私は、ずっと以前から経済常任委員会などで、例えば丸井今井小樽店の跡利用について、なかなか話が前に進まないの、小樽のスイーツ人気を活用して市民も観光客も集えるような場所をつくれないうことを前から発言してきたのですけれども、その役割といいますか、どこが担っていただけるのかわからないのですけれども、何かそういう集える場所をつくることは考えられないでしょうか。

○総務部長

すぐに答弁ができるかどうかは別にして、今の長崎屋の件も含めて、稲穂 1 丁目の旧丸井今井小樽店のところのアトリウムもそうでしたし、ウイングベイ小樽など、一定程度の人が集まるような空間があるわけですから、そこに地域の方がいらっしゃることは今までもあったし、特に長崎屋の場合は、どちらかというとレギュラーメンバーの方が相当多くなって、私は承知していませんけれども、今おっしゃったようなことがあるのだとすると、やはり一定程度の整備はしなければならないと思います。ただ、目的としては、多目的広場というか、公共プラザをどこかにつくっていくということはあるだろうと思いますけれども、現状としては、稲穂 1 丁目にもあったし、マイカルにもあるし、駅前にもあるし、かなりあることはあるのです。ですから、そのあたりをどう整備していくかというのは、庁内でも少し協議なり研究をさせていただければと思います。

○林下委員

ぜひ、これは前向きに検討していただきたいと思います。高齢者人口がますます増えて、こういう問題も起きてくるとしますので、よろしくお願いいたします。

◎ＪＲ小樽駅の改修事業について

次に、ＪＲ小樽駅の改修事業の関係です。

ＪＲとしては、昭和 9 年に建てられた古い小樽駅のイメージを取り戻すために、９月から作業が始まり、今、外壁から取り外しを始めているということです。これは、国の有形文化財にも指定されている建物ということで、小樽市のかかわり方として許認可だけのかかわりなのかどうか、もっとかかわる必要があるのではないかとこの視点で質問したいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

駅のリニューアルということで、ＪＲのほうから 8 月ぐらいにお話を伺っています。そのお話の内容は、主に、今おっしゃられている許認可という話がございまして、そういったことは景観条例なり建築基準法というところで対応しているというお話でありました。

また、もう一方、駅前広場については、以前からあそこは問題点がございまして、どうしたらいいかということということでＪＲとずっと協議をしていた経過があるのですが、そういった内容もございまして、駅前広場に何か影響のあるものであれば事前にお話を受けたいということで話をいたしました。

○林下委員

改修されれば、もちろん、小樽市としてもいろいろな形で把握はされているのでしょうけれども、例えば駅をリニューアルして新たな店舗展開などがあると。当然、テナントの募集もあるでしょうし、そういったかかわり方も

出てくるというふうに思います。

それともう一つは、今お話があったように、駅前広場の通行方法については、私も前から指摘をしてきたのですが、バスターミナルを横切るような形で歩行者用通路があって、ターミナルの機能が全く二分されていて、歩行者の安全もなかなか確保しづらいというような指摘をしてきました。また、自家用車も、例えば地方から来られた方が小樽駅に自家用車で入っていったときに、どこが正式な流入口で、流出口がどうなっているのか、非常にわかりづらい、ちょっともたもたしていればタクシーやバスから怒られる、一体どうなっているのだろうと、実は前からそういう指摘はしてきました。

私は、今、小樽駅の改修の時期に合わせて、地権者である小樽市とＪＲが話をして、せっかくリニューアルされるのだから、そういった面も改善できないかということで話はしてきたのですが、ＪＲは、自分たちが予算を出してリニューアルするのだから市には関係ないという態度なのか、どうも話がうまく進んでいません。この事業計画では2012年3月ということになっていますから、ＪＲと地権者である小樽市が協議をするタイミングはまだあると思うのですが、その点について、今後、どういう話をされるのか、考え方があったら聞かせていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

確かに、駅前広場は、ＪＲが4分の1を持っています、市が4分の3を持っています。そういった意味から、地権者ということでございます。ただ、先ほど申しましたＪＲからの説明では、今回の駅の改修というのはあくまでも建物にとどまるというお話を伺っています。一部、工事車両の搬入路確保のためにバスのターミナルは切ることなのですが、基本的には駅前広場に影響を与えないということでお話を受けています。

ただ、駅前広場の問題については、委員がおっしゃるように、非常に長い期間の懸案事項となっておりますので、当然、ＪＲとの連携をこれからも密にして、何か情報がございましたら、駅前広場の改修に向けて協議していきたいと考えております。

○林下委員

駅前広場には影響を与えないということで、今、ＪＲ側のバスホームの上屋がもう切り取られているのです。これが市に説明があった搬入路かどうかかわからないのですが、私がちょっと調べたら、何であんなことをしたのかと聞いたら、海側、つまり国道側から見た場合に小樽駅がきちんと改修した時点で復元できたスタイルが見えるようにわざわざホームを切ったと言うのです。搬入路ではなくて、だから、ＪＲとしてはそれなりの考え方があってやっているのだろうと思うのですが、どうも、そういうことだとすれば、機能を一部縮小してこれに臨んでいるという考え方になると思うのですが、ぜひその点についてもこれから協議をしていただいて、何とか前向きに駅前広場の利用方も含めてお願いしたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

ターミナルの改修というのは、今後の駅前広場にも関係いたしますので、ＪＲとも連携を密にして調整を図っていききたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○北野委員

◎実質的単年度収支という用語について

最初に、本会議で自民党の鈴木喜明議員の質問に対して、市長は答弁で実質的単年度収支という言葉を使っていますが、この用語を説明してください。

○（財政）財政課長

実質的単年度収支という用語についてでございますけれども、これにつきましては、本市の財政状況をわかりやすく説明する資料として、平成16年度の決算ですけれども、決算の公表時期に合わせて作成しております財政の概況という資料がございまして、その中で本市の決算収支を説明する部分において使っている用語でございます。その意味につきましては、全国の自治体の財政状況を比較するために使われる財政指標の一つであります実質単年度収支という言葉があるのですけれども、その実質単年度収支に本市が行っている他会計や基金からの借入れといったいわゆる財源対策ですけれども、そういったものを加味して財政対策を考慮した実質的単年度収支という用語を用いて本市の決算収支を説明しているところでございます。

○北野委員

財政用語辞典を何回見てもないのです。ですから、小樽市が独自につくった用語なのです。

これについては、今説明がありましたけれども、決算のたびに出す財政の概況というのはこれですね。この2ページに小樽の用語として書いてあるのだけれども、課長がおっしゃったように、平成16年度の財政の概況には実質的単年度収支という用語で解説しているのです。しかし、その前の15年度には、財源対策を考慮した実質単年度収支という用語で書いてあるのです。16年度の財政の概況から「的」という言葉を入れて小樽的な用語にしているのです。

このときの財政部長はだれか調べたら、磯谷部長、課長は小山次長なのです。だから、磯谷、小山ラインで、自分で前年度はきちんとした用語を使っているのに翌年度から創造用語を適用しているというのは、私は不適切だと思うのです。わかりづらいし、しかし市長がそういうふうに答えたから全国に共通する用語かなと、だから、これは改善する必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○（財政）財政課長

なぜ、平成16年度から「的」という言葉が入ったのか、その明確な理由については承知しておりませんが、一般的な財政指標として用いられております実質単年度収支とその意味合いを区別するために、頭に財源対策を考慮したという言葉をつけた上で、実質的単年度収支という表現に変えたのではないかというふうには思います。これが17年度からずっと継続してきているということですので、ある程度、用語として定着が図られてきたのではないかと思いますけれども、委員の御指摘も踏まえまして、今後どのような表現がいいのかということは研究していきたいと思っております。

○北野委員

これは本質的な質問ではないのです。自民党の鈴木喜明議員が質問した、わかりやすく言えば、子供の会計から金を大量に借りて、一般会計の赤字がなくなったからといって喜ばれる話ではないだろうということを指摘したのは、私も同じ考えですから、これは大変いいことを指摘していただいたというふうに私は思っているわけです。

ところが、本会議でそういうやりとりをやったのですが、その答弁はちょっと不親切だと思います。誤解を招く表現で答弁されているという点は、本会議の答弁にしては少し言葉足らずだったのではないかと思います。

毎年度の決算説明書の2ページに、単年度収支では幾ら、実質単年度収支は幾ら、そして実質単年度収支は黒になったとか赤になったというふうに書いてあるわけです。これは決算のルールでそうなっているから、私は平成13年度からずっと決算説明書の2ページを見ていますが、同じ表現だから、恐らくルールにのっとって行われているのではないかと思います。

ところが、今回の市長の答弁を聞いていたら、実質的単年度収支の赤字見込みが7億8,200円と、答えているわけです。私は、聞き違いかとおやっと思ったのです。実質単年度収支というのはしょっちゅう聞くけれども、実質的というのは財政の概況にしか書いていないから、本会議場でああいうふうな言葉で答弁されたら、ちょっとおかしいのではないかと。7億幾らも赤字があって、何で22年度中に赤字を解消できるのかという疑問なのです。

これは、あなた方が、創造的に全国の言葉であるかのように小樽の財政の概況に書いて、それをそのまま使って答弁しているのです。だから、もし答弁をするのであれば、決算のルールに置きかえればこうなりますよというふうに言わないと、その翌日、公明党の斉藤陽一良議員が収支見込みについて聞いたら黒になる見込みだと答えているわけです。だから、ちょっと誤解を招く表現だったと思うので、この小樽的な創造用語は撤回してきちんとしたものにしていただきたいのと、本会議で言ったことは少し言葉足らずではなかったのかというふうに思うので、これは財政部の見解を求めたいと思います。

○財政部長

本会議でおやというふうに思われたということでございましたけれども、北野委員も十分ベテラン議員でいらっしゃいますので、そういう御指摘を受けるとは思っておりませんでした。確かに、やりとりがありましたように、小樽しか使っていない言葉でございますので、一連の流れの中では多少紛らわしい面はあったというふうな思いはございます。

先ほど課長も申しましたように、次回、このような御質問があったときには、わかりやすく答弁するように心がけたいというふうに思います。

○北野委員

◎石狩湾新港について

石狩湾新港について伺います。

最初に、小樽市が石狩湾新港の北防波堤の延長に同意した理由、特に、安全性はどのように担保されているかということを検討して同意されているのかどうか、これについてまず説明を求めます。

○（総務）企画政策室林主幹

市として北防波堤の延伸について同意した理由でございすけれども、北防波堤の延伸につきましては、西地区の供用にあわせて港内の静穏度が低下しているということで、船舶の安全航行、荷役作業の安全確保のため必要であるということで同意しております。

安全性という御質問ですけれども、北野委員がおっしゃるのは、北防波堤が過去に被災した関係での安全性というお話でしたが、同意した当時は、この延伸について、安全性について議論されたことはなかったというふうに考えております。

○北野委員

北防波堤の工事をやられているのは平成20年度からです。それで、12年12月と13年12月の低気圧のときに、完成して1年もたたない北防波堤の小樽側が、240メートル沈下したのです。1年たたないうちに壊れたのです。それから、翌年は、東防砂堤が、やはり低気圧で、完成して1年たたないうちに被災しているのです。なぜ完成して1年もたたないうちに低気圧が来たからといって沈下するのか。そういう問題意識から、北防波堤を150メートル延長するときにそういう心配はないのかということをお小樽市の側が検討して同意したとばかり思っていたら、検討していないというのはちょっと驚きだと思うのです。

それで、12年と13年の北防波堤の先端部分と東防砂堤の部分が本体まで沈下した原因については何であったのか。完成して1年もたっていないのですからね。それと、復旧工事はどのようにやられて、それに要した費用は幾らでしたか。

○（総務）企画政策室林主幹

被災の原因でありますけれども、発達した低気圧の影響による波浪で、波向き、海底地盤の状況及び施設の位置が先端部であることなど複数の条件が重なったことにより海底付近で複雑な流れが発生したと考えられ、これにより海底地盤が洗掘され被害が発生したというふうに見ております。

また、復旧工事につきましては、当時の復旧は原形復旧と聞いております。

また、復旧に要した費用につきましては、北防波堤については１億１,３００万円、東防砂堤については同じく１億１,３００万円の事業費を要したと聞いております。

○北野委員

私は、この間の平成22年石狩湾新港管理組合議会第３回定例会で質問して、今、林主幹がお答えになったような答弁は聞いたのだけれども、納得がいけないから聞いているのです。ですから、納得がいかなかった同じ答弁をそうやって聞いていますと言ったって、何が原因だったのかということについては、私は再々質問まで粘ったけれども、とうとう納得がいく答弁が出ないのです。その後も、私は電話をかけて何遍も聞いているけれども、開発局に聞いて後ほど勉強して返事しますということで、事実上、きちんとした答弁をしていないということを認めているのです。ですから、私は、来年度予算要求を今年の12月くらいまでに小樽市は同意するのではないかと心配しているから、その安全性はどのように担保されて、同意の方向に行くつもりでいるのかということを知っているのです。

○総務部副参事

北防波堤の延伸の関係なのですが、港湾は、短期間ではなくて、長い期間をかけて整備しています。そういう中では、当然ながら、自然状況とか利用状況、そして物流の形態とか、そのようなもので対応しながら長期間かけて整備をしております。

北防波堤につきましては、先ほど主幹のほうからも話がありましたように、船舶航行の安全については、船舶関係者からも整備要望が寄せられていたと。このような中で、平成20年度から北防波堤の整備に着手することが必要と判断したということで、小樽市としても同意しております。

今回の北防波堤の延伸部分につきましては、以前の平成12年、13年当時はなかったのですが、学識経験者とか北海道開発局などの関係機関で構成されました石狩湾新港港湾建造物技術検討委員会を新たに作りまして、その中で、過去の被災状況などを考慮して、安全性とか経済性とか今後の維持・管理の容易さ、このようなものも配慮した最適な構造を検討されたと聞いております。

このような中で、私どもとしましては、そのような状況も管理組合のほうから説明を受けておりますし、そのような中では管理組合から示されております23年度の港湾事業要求案につきましては、事業の必要性、緊急性をはじめ、母体負担の状況も当然加味しながら、先ほど言いましたように長期間かかりますので、年次別にやっていくというような話も伺っておりますので、そこら辺の部分を加味しながら同意してまいりたいと現時点では考えてございます。

○北野委員

何を年次別でやるというのですか。私はそんなこと聞いていないです。最後のほうの答弁は意味がわかりません。

何に時間をかけてやるというのですか。港湾建設は時間をかけてやるというのはわかります。負担について答弁したときに、時間をかけてやるというのは何ですか。どういう意味なのですか。借金を長期間かけて返していくと。余計な自己負担が出るのは、そういう意味ですか。

○総務部副参事

申しわけございません。ちょっと言葉が足りなかった部分があります。

結果的には、防波堤の整備は、先ほども言いましたように、長期間かかります。そういう中では、ある程度膨大な百数十億円の事業規模のものでございますので、どれぐらいの計画でやっていくか、その部分も一つの判断材料にしまして、できるだけ現在の小樽の母体負担を増やさないような形の計画でやっていくと。ただ、構造につきましては、先ほど述べましたように、石狩湾新港港湾建造物技術検討委員会で、専門家が入りまして、過去の被災の状況なども考慮して十分検討して結論を出しております。それに基づいて、直轄事業ですので、国のほうがそういうものを基にしながらこれから進めていくのだらうと思っておりますので、そこら辺の部分では以前と比べて十

分検討されたと考えてございます。

○北野委員

副参事は、いつから石狩湾新港の立場に立って答えるようになったのですか。

あなたもたしか、この間の管理組合議会の第 3 回定例会に来ていましたね。来ていませんでしたか。

（「行っております」と呼ぶ者あり）

やりとりは聞いているでしょう。だから、その中で、要するに、北大の先生をキャップにして検討委員会をつくったけれども、結局、国土交通省の基準、解説に基づく指針ですね。それから、風等については 50 年確率でやると言っているのです。ところが、平成 12 年、13 年のときの国土交通省の基準、解説、これは全然変わっていないのです。50 年確率も変わっていませんということです。そうしたら、何メートルの風が吹いて、どんな波浪でということが当時あったのかと聞いても、最後まで答えないのです。それで、大丈夫だ、大丈夫だと言うから、そんな話はないだろうと私は議会が終わってもずっと管理組合に問い続けているのです。

だから、今度の北防波堤のいわゆる留萌側に延びる 150 メートルはどんな構造でやるのですか。

先ほど 240 メートルと言ったけれども、あれは間違いで、340 メートル、小樽側の先端は沈下したのだから、その逆の留萌の方向に 150 メートル延長するときは、どういう工事の違いで安全性が担保されていると言うのですか。それで絶対に心配ないのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

北防波堤の延伸についての構造でございますけれども、先ほど副参事のほうからも答弁しましたように、今回、平成 12 年の被災時にはなかった石狩湾新港港湾構造物技術検討委員会というところでも検討されておりまして、経済性も考慮しながら消波ブロックを設置しない構造でケーソンを大きくすることで波力に耐えられるものにしたということです。

また、過去の被災状況も踏まえて、先端部の局所的洗掘防止をするため、一般部よりも施工範囲を広げて、想定している 50 年確率の波に耐えられるように、安全性を有するように設計してつくるといってお話を聞いております。

○北野委員

時間がかかるな。

結局、それだって管理組合がこの間答えたことでしょう。だから、私はその上に立って聞いているのに、管理組合で管理者が答えた答弁と同じことを繰り返されたって、質問に答えていないということになるのではないですか。そんな答弁なんか納得できないよ。

○総務部長

今、事務的な部分で答弁させていただきましたけれども、まず一つは、おしかりを受けますけれども、少なくとも事業実施している石狩湾新港管理組合議会の中で、北野委員の当時のやりとりは私も聞いておりますけれども、今の安全性の問題ですが、それ以上の回答を、今、私も母体の一員として、プラスアルファして答えるというのは現実的にはなかなか厳しい部分だというふうに思っております。我々も、基本的に管理組合から話は聞いておりますけれども、一つは、やはり今話をしておりましたこれまでやってきたやり方の部分で、先ほどから何回も言っております技術検討委員会、これがすべてかどうかは別にして、この中で今回初めてこういう議論をさせていただきました。そして、安全性についての議論をして、そこが一つ、私どもにとっては前回管理組合から聞いている答弁とは違う部分です。もちろん、御指摘のとおり、国土交通省の技術上の基準と 50 年確率の話は同じかもしれませんが、この委員会の中での議論があったということです。そういう話が今回あるという中で、今、私どもとしての判断材料になっているという部分で御理解いただきたいと思います。

○北野委員

この問題については、林主幹が答弁されましたけれども、静穏度が保たれていないというのは石狩湾新港全体で

はないのです。どの部分で静穏度が保たれていないのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

西地区の部分でございます。

○北野委員

西地区一般ではないですよ。西地区につくられた深さ14メートルの岸壁だけが静穏度を保たれていないという説明を何遍もしているのです。ところが、この静穏度は、国の基準が少し厳しくなって静穏度が保たれていないというふうに言っているけれども、それでは、旧基準に照らせば、365日のうち、静穏度は何日保たれていますか。ほんのわずかに厳しくなっただけです。

○（総務）企画政策室林主幹

申しわけありません。日数というのは確認した資料を持っておりませんが、パーセンテージでいきますと、現防波堤でいくと、国の基準が今は97.5パーセントという話ですけれども、現在でいくと93.8パーセントというのが……。

（「逆ではないの。97パーセントのほうが現在でしょう。旧基準が93パーセントではないの」と呼ぶ者あり）

旧基準といいますか、基準自体は97.5パーセントのままだと思います。北防波堤の延伸の前に、前計画では島防波堤北というものを計画しておりまして、この当時、西地区が供用される前ですけれども、97.7パーセントというデータで確保できるという考えであったのですけれども、西地区で2埠頭の供用時にデータをはかったところ、実質データが93.8パーセントで、島防波堤北では97.5パーセントを下回って97.1パーセントという数値になるという見込みで計画変更をして、北防波堤の延伸と島防波堤の設置が計画づけられております。

○北野委員

今の話は、マイナス14メートルバースのことだけなのです、心配されているのは。そこへ500トン未満の貨物船が何回もつけているのですが、一切、荷役作業には支障はないと。もちろん、3万トン級、5万トン級は支障がないのは当たり前なのです。だから、現在でも支障がないのに、予測で保たれていないだろうと計算をして、今は必要のないのに国の基準を満たしていないということで150億円もかけて防波堤を延長するというのはいかがかということに聞いているのです。

ですから、その安全性についてもはっきりしていないのに、管理組合自体がこれから勉強させてもらう、開発局に聞いてみると言っているぐらいのものなのだから、小樽市は、平成22年度じゅうに同意するかどうかという返事をこれからすると思うのです。その場合に、安全性についてきちんと担保した、そういうことを確認していくのが推進の立場から言っても最小限やらなければならないことだと思うのです。私は反対ですけれどもね。その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

担保というお話ですけれども、北防波堤の延伸に当たって今回は50年確率の波に耐えられる施設をつくるということですが、例えばこの確率を上げた場合にとても費用がかかってくると思っております。上げた想定以上の波が来ればまた被災を受ける場合もあると考えておりますので、今回につきましては、安定性とかその辺を、先ほどから何度も申しておりますけれども、学識経験者も含めた委員会で検討された結果として、費用面、安定性を考えて構造を決定されておりますので、北防波堤の延伸については引き続き同意していきたいというふうに考えております。

○総務部長

基本的な考えは、今、担当主幹から言ったとおりですが、今御指摘がありましたので、石狩湾新港管理組合議会でもいろいろな御議論があったようですから、今、開発局とどんなお話をなさっているのか、その辺を含めて、当

然、私どものほうから管理組合に話を聞いていきたいと思っております。

○北野委員

私がやりとりを聞いていて愕然としたのは、確たる安全の保証ということについては明確な答弁ができないのですよ。そして、最後に何を言ったかという、言ってみれば、低気圧が発達して、風速15メートル以上が平均10分間吹いて、それによって被害が起こったら災害だからと言うのです。ですから、多少いいかげんにつくっていても、風速15メートルが吹いて壊れたら災害復旧でやるのだから何の文句があるのだと言わんばかりなのです。こんないいかげんなことをやって防波堤をつくられたら、災害復旧だって小樽の負担はあるのです。そういう金のむだ遣いをやるから、私は、きちんと安全性についても担保して、私の立場は反対だけれども、賛成の立場から言たって余計な金をかけないようにするのが当然ではないのかと思うから聞いているのです。この問題の最後ですから、お答えください。

○副市長

私も石狩湾新港管理組合の副管理者ですので、この決定に当たってはいろいろ気にしております。今、北野委員がおっしゃったように、災害確率というのは、この間の九州のほうの島ではないですけども、何十年確率の大雨が突然降るとい、これだって、やはり人間が想定して一定の基準をつくってきたものです。今回、国土交通省がつくっている50年確率の基準に基づいて、今の構造体を含めて検討委員会の中で検討して、今回、具体的な延伸の部分については詰めていっているという流れでございます。少なくとも、先ほど来、北野委員がおっしゃっていた西地区のマイナス14メートル岸壁の静穏度のためには、ここ2年前から、議論をして、調査を継続してやってきて、本体工事が平成23年度から今言ったケーソン形式でやるということで準備をしてきた事業でございます。

したがいまして、我々としては、先ほど来、担当が言っていますように、過大な投資をして頑丈なものをつくれれば、それは切りがないわけでございます。ですから、我々としては、国土交通省の基準に基づいて50年確率と、これがいかがうかは別にして、50年確率という形で設置基準が決まっていて、専門家による検討委員会で大学の教授も含めた何人かの方で決めてきた経緯がございます。そういう中で、一定程度、総体的な予算、事業費などを判断しながら、この23年度の事業については事業計画としては適当だというふうに今判断をしております。明日の総務常任委員会のほうでまた御提示申し上げますけれども、そういった考え方で23年度の関係事業については、母体としては同意をする方向で関係団体とも協議をしているところでございます。

御指摘は、私も管理組合議会にも出ておりますので十分承知しておりますけれども、私どもの考え方とは、ここ何年かの議論の中でもどうしても十分御理解いただけない部分もあります。ただ、先ほど総務部長が言ったように、どうなのだという部分については、私どもも管理組合議会なり管理組合事務局からいろいろな形で説明を受けるのは、管理組合議会で説明した範囲以外にはいただいておりませんので、また改めて管理組合事務局が確認をするというのであれば、そういった中身を再度確認していきたいと思っております。

○北野委員

◎議事堂の改修について

最後に、議事堂の改修について伺います。

小樽市の庁舎の本館は歴史的建造物になっているのです。これについては、今までいろいろ改修をされてきたと思うのですが、最近の改修の状況でどういうふうにしてきたか、それから、これからの改修の課題は何と何を考えておられるか、まず、経過等を説明してください。

○（総務）総務課長

本庁舎の本館の改修についてでございますけれども、直近で申しますと、昭和61年と62年に総額約2億円をかけて改修しております。その主な内容でございますけれども、歴史的建造物の外装改修を主にやっており、その改修に約1億2,000万円かけてございます。もう一つ、外周りになりますけれども、防水や塗装で4,500万円です。先ほ

どの 1 億 2,000 万円と 4,500 万円を合わせると 1 億 6,500 万円になります。あとは、どちらかというと内部の天井とか、間仕切りの部分とか、電気関係の工事に大体 2,500 万円ほどかけて、総額 2 億円ほどの経費をかけております。

課題でございますけれども、改修してからもう 20 年ほど経過してございます。そういう意味では、ここからちょうど見えるのですけれども、外側にも多少のひび割れがありまして、モルタルの部分で少し筋が入っていたりしております。そういう部分で、モルタルが多少浮いているところが出てきて、今年は、その色も変わっていますけれども、煙突の部分で若干浮いていたところがあったので、そういう細かい補修は少しずつしているところ です。

それから、やはり防水関係です。上のほうの防水が、やはり 20 年ぐらいたっておりまして、議事堂の上が一番高くなっているのですけれども、それ以外の両わきは、ちょっと定かではございませんが、平成 12 年か 13 年に 1 回直しております。上の部分の防水は、それきりだと思いますので、ちょっと上がってみますと、やはりプラスチック製の防水シートがかなりぼろぼろになっておりまして、実は、11 月の雨のときに議事堂が若干の雨漏りしたこともございまして、そういうような補修もかけております。やはり、もう少ししたらもう一度大きな補修が必要というふうには考えてございます。

○北野委員

議事堂でメモをとるのに、夜遅くなると暗いのです。試みで夜間議会などを行ったときは、各会派から意見が出て、これはかつて議会活性化検討会議で議論したことがあるのですけれども、照明についての課題はどのように考えておられますか。

○（総務）総務課長

照明について、内部の記録を見ますと、実は、平成 11 年当時に議会事務局と総務課のほうで、多少暗いということで、経緯はあまりはっきりわからないのですけれども、打合せをしたようでございます。そのときの記録を今ここで紹介させていただきますと、照明効果を現状の雰囲気で議場の照度を上げるという条件、具体的には、机の上で読み書きに必要な最小照度を確保する。それと、現状の雰囲気を確保するために間接照明を取り入れるという条件。それと、スタンドグラスが上にございまして、今は後ろから光が全く入らない状態になってございますけれども、それに何らかの光を入れるという形で考えました。そのときに、スタンドグラスの後ろにライトを入れるという方法もあるのですけれども、そうすると光の濃淡が出てきれいに映らない部分があって、やはりスタンドグラスに光を入れるとすると、人工光ではなく、上から太陽光を入れることが必要ではないかという議論もされたようです。

そういうものを踏まえて、議事堂の照明関係の改修に幾らかかるか見積もったところ、その当時で言うと約 8,400 万円かかるというような見積もりが出されているところでございます。

○北野委員

金がかかるということで見送りになっているのだけれども、照明についても、歴史的建造物だから、あの雰囲気を壊してまで明るくするのはいかがかという御意見もあろうかと思うけれども、それだけ歴史的建造物の重みがあると私は総務課長の話を聞いて思ったのです。逆に、そこまで歴史的建造物を大事にしているのだったら、なぜ、少なくともスタンドグラスを生かすことは考えないのか。あれはもう死んだままですからね。最小限、歴史的建造物と言うからには、スタンドグラスを生かすことぐらいは考えたほうがいいのか。皆さんも御承知のとおり、小樽市の議事堂は歴史的に大変貴重だということで団体が見学に来られていることもあるわけです。ですから、あのときに見たら、ああ、雨漏りしているのかでしょう。壁紙に雨漏りの色がついているからね。それから、スタンドグラスからは明かりが漏れてこない。ここにがっかりしているのです。

だから、少なくともこういうことは改善すべきであって、何でもやればお金をかけることになるのですけれども、私は、歴史的建造物ですから、最小限のことはやはりやるべきではないかと思うのですけれども、市長のお考えを

聞いて、私の質問は終わります。

○（総務）総務課長

ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

先ほど、8,400万円ということで答弁したのですけれども、そのうち、スタンドグラスの部分についての話をもうちょっとさせていただきたいと思います。

単純に後ろに光を入れるとなると、やはり、きれいに映らないそうでございます。それで、先ほど照明関係の整備に8,400万円かかると話ししましたがけれども、そこに太陽光を満遍なく均一に入れるとすると、それだけで2,100万円かかるという状況もあるものですから、その辺を補足で説明させていただきます。

○市長

歴史的建造物の保全というのは大変重要な仕事でございますけれども、議事堂の場合も、私も、長い間、庁舎管理の仕事をやってきまして、あちらこちらを修繕やら何やらで手がけてきた記憶があります。確かに、本会議場のスタンドグラスは現状では意味をなしていないというか、効果を発揮されていない状況であると思います。ただ、本庁舎を上がってきて突き当たりのスタンドグラスはかつて修繕して再生したという経過があります。一遍に大きな金額をかけて修繕というわけにはいきませんので、やはり、やるのであれば、年次的に計画を立てながら進めていったほうが良いという感じはしています。

おまけに、照明のほうも、昔の照明ですから暗いのは事実ですし、特に、市長室も応接室もそうですけれども、昔の電球のままで、蛍光灯を入れてかなり直している経過もありますので、照明については何らかの方策は考えなければいけない、そんなふうに思っています。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 分

再開 午後 3 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○鈴木委員

◎分庁舎の整備事業について

分庁舎の整備事業につきまして何点かお聞きしたいと思っております。

市立文学館・美術館が入っている市分庁舎が、今、約 1 億 4,600 万円をかけて整備をしております。まだ、この整備事業は終わったわけではないと思いますので、現在の進捗状況を教えていただけますか。

○（教育）美術館副館長

文学館・美術館の再整備の進捗状況について説明いたします。

現時点で発注している工事につきましては、1 階と地下の部分で建築工事、電気工事、機械工事、そして広場の土木工事の 4 本でございました。土木工事につきましては 11 月末に完了し、あとの 3 本の工事につきましては来年 1 月末の期限の予定で進んでおり、1 階部分の市民ギャラリー等につきましては、一部使用という形で年内に使用可能ということで来年 1 月から使用していただくような段取りで進めております。

○鈴木委員

今、来年の 1 月までとか、1 月以降から使用というお答えを聞きました。先ほど本庁舎の件も出ましたけれども、ここは外装等もかなり汚れていまして、そういう部分はこの中に入っておりますか。

○（教育）美術館副館長

再整備に伴う外装の工事でございますけれども、宝くじの財源ということで、なかなかそこまで予算的に使用できないという制限もありますので、塗装、外装については今回の再整備の中には含まれておりません。

○鈴木委員

今、民間団体から文学館・美術館の外装ロゴを御寄附したいというお話があるということを聞いておりますけれども、その経緯をお知らせください。

○（教育）美術館副館長

確かに、ある民間団体からサインと塀の一部につける館銘板の御寄贈の申出をいただいております。

○鈴木委員

実は、私も所属している団体なものですから、その話があるわけです。ただ、その経緯としまして、150 万円ほどそのロゴにかかるということで、それはいいことだし、50 周年という企画でもありますので、やろうということで内部では合意を得たわけです。ところが、その中の話では、当然、外装のつけるところのベースもきれいになると思っていたものですから、今の本庁舎よりもっと汚いのです。そこに 150 万円ほどかけてそういうロゴをつけるのですから、ベースの部分ぐらいは何とかしていただけないかというようなお話があるわけです。せっかくですから、きれいな部分につけたいということですが、その点について何か進展はございましたか。

○（教育）美術館副館長

実は、本年第 2 回定例会で、調査・設計委託ということで施設の診断にかかる委託料を補正予算をつけていただきました。その調査の内容といたしましては、施設が使えるのかどうか、このままいくとあと何年かで壊れてしまうとか、どこが病気になるのかというふうな調査を委託するものであります。そういった調査委託の結果を踏まえまして、施設の維持・保全計画を立てる予定であります。現時点では、その維持・保全計画の中で、塗装についても、窓も一緒になるのですけれども、窓と塗装とセットという形にはなるかと思えます。

いずれにせよ、市の財政状況も踏まえながら決定していくことになると思います。

また、今回の壁の塗装の部分は、全体を行いますと 3,000 万円ぐらいかかるのですけれども、先ほど打ち合わせをさせていただいた中では一部というお話もありました。ですから、一部について、今後、見積りを徴収した上で、また、その可能性についてもちょっと努力をしてみたいというふうに思っております。

○鈴木委員

その団体には、ぜひともつけていただいて、壁のほうは後ほどきれいになるだろうという話をしておきますので、ぜひそれは進めていただきたいというふうに思っております。ただ、せっかくの整備事業でございますので、外観だけつくろってどうのこうのというのもまた困るのですけれども、やはり、小樽市のメーンの通りをおりてきたときに、歴史を感じさせるのは悪くはございませんけれども、外装はもうちょっとやっていただくようお願いしたいと思います。

○濱本委員

◎全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査につきましては、本年 4 月に 4 回目が行われまして、1 回目からずっと議会の中でも議論をしておりました。調査結果についての公表はどうなのでしょうかとずっと議会の中で言っておりまして、9 月の定例会の折にもたしか質問をさせていただいた記憶があります。国、いわゆる文部科学省、それから北海道教

育委員会等々の意向も踏まえながら教育委員会議の中で検討していきたいというお答えでしたが、今の時点でどこまでどういう検討がされているのか、御報告をいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

平成22年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、この集計の作業が非常に遅れておりまして、11月上旬にこちらに届いたところでございます。今、その集計作業、分析を学力向上検討委員会で行っている最中でございます。この後、これがまとも次第、公表したいと考えております。

○濱本委員

私は、数値的な公表をしてくださいという話をずっとしていたのです。内容の分析については、当然、今までも出ていて、例えば図形の理解について若干足りませんか、そういうものは出ているのです。そうではなくて、小樽市全体として国や北海道と比較してどの程度の立ち位置にいるのか、それから学校間格差はあるのか、ないのか、数値として出てこないことには判断できないのではないのでしょうかということで、公表という話をしていたのですが、その点についての検討はどうでしょうか。

○（教育）指導室長

このたびの結果につきまして、また、その公表につきましては、これまでの結果のまとめですと、主に学校等で活用する詳しい分析資料というような受取もあったものですから、それについては、まず、今の段階で学力向上検討委員会でも分析しているところです。

それとは別に、保護者又は市民の方々にもより一層わかりやすいような形として、結果の概要と学校や家庭での改善に向けた取組などを簡単に示したものを今までのまとめとは別に作成して、その中で全道などとの関係などもある程度表しながら公表に努めていきたいと検討しているところでございます。

○濱本委員

非常にこそくな感じがするのです。要は、最初にせっかくああい調査を行って数値が出てくるわけです、正答率にしても、何にしても。その数値の分析として、例えば小樽では先ほど言ったように国語の読解力が若干低いとか、そういう話なのです。ところが、そこの数値の部分が抜けて、ただ単に読解力が低いですね、だけど、ここの学校は読解力が高いですねみたいな話では、はっきり言って、それでは不完全としか思えないのです。そういうものが出てこないことには、最終的に小樽が提供している学校教育は本当に適切なのかという判断に至らないのです。私はそう思うのですが、指導室はそうではないというふうにお考えなのでしょうか。

○（教育）指導室長

これまでも、いろいろな要綱とか趣旨も生かしながら、そして、北海道教育委員会の今年度にかかわる数値についても、先ほどちょっと申しましたけれども、全道などとの関係もわかるような表示の仕方を工夫しなさいということが来ているものですから、これまでよりは立ち位置の関係がわかるようなものになるというふうにとらえています。

また、各学校につきましては、数値的なものというのは、これまで同様、考えておりませんけれども、各学校において公表もそれぞれ行われているところです。そこの部分については、これまでよりもよりわかりやすいような表記に今年度はなっていると思いますので、教育委員会として小樽市全体をとらえたものということが一つと、各学校においてはそれぞれの課題や様子について見ていただければというふうに思っております。

○濱本委員

簡単に言えば、小樽市独自の数値の公表の仕方をしたときに、例えば国からペナルティーがあるのか、道教委からペナルティーがあるのか、罰則規定があるのか、絶対にしてはいけないということではないと思うのです。ましてや、小樽の教育というのは、世間で言われているのは、少なくとも学力に関して言えば、順当というか、世間に誇れるということではないです。そうであるならば、客観的なものをきちんと出すことが必要なのではないかと私

は思うのです。それが出てこないことには、ある意味、うわさの世界の中で何となくもやっとそう思っていて、皆さんも非常に充足感を持ってないのではないかと思います。

今年度のことはともかくとしても、また来年度もあるわけですから、来年度に関しては、前回の定例会のときにも言いましたけれども、学校間格差が存在しているか、していないか、それを立証する上でも出してもらわないと、立証責任は私たちではなくて教育委員会にあるわけですから、学校間格差が許容できる範囲であるのであれば、それをぜひ立証していただきたいし、そうでないのであれば、間違いなくもっと証明をしていただきたいと思うのです。

その関係でいくと、指導室として、この学力・学習状況調査に関して言えば、学校間格差は容認できる範囲の中にあると思われているのか、そうではないのか、その辺の認識はいかがですか。

○（教育）指導室長

前に鈴木委員に御質問されて答弁させていただいたと思うのですが、平均があったとしたら、全部の学校がその平均に集中しているのかという御質問に対して、私のほうで、でこぼこがあって、全部が全部同じようなところではありませんと答弁させていただいております。実際にそういう状況であります。それで、とりわけ課題の大きい学校につきましては、個別に私どものほうで学校訪問をしまして、いろいろな指導・助言を繰り返し、努めているところでございます。

○濱本委員

ちょっと質問の観点を変えます。

いわゆる学校間格差はあるという御認識なのですね。それに対して、学校訪問をして格差の解消に向けて御努力しているということだろうと思うのですが、学校間格差の解消に向けて、人事異動も一つの手法だと思うのです。我が党の井川議員も人事異動の話はしましたけれども、学力の学校間格差の解消のための人事異動という観点はありますか。

○（教育）指導室長

調査における学校間格差という表現がどうかということは別として、数字には違いがあるということではあるのですが、学校の指導がすべてということではないところもあるので、指導室としては、指導にかかわっての部分についていろいろ指導・助言に努めているところでございます。

○教育長

代表質問のときにも答弁したところでございますけれども、人事異動の大前提は、まず、学力を横に置きまして、年齢構成と男女のバランスでございます。特に、この二、三年、小樽市の小学校では女性教員が男性教員の数を抜いて、6割まではいかないのですが、五十数パーセントまでいったところでございます。そういうような状況にございますし、特に小学校の場合には6年生の学力テストということもございしますので、男女のバランスや年齢の構成に一番重きを置かないとだめなところでございます。その次に、横に置きました学力のことについてでございますが、傾向としましては、6年生の数や、これまでどのような教員に習いながら6年生まで来たとか、地区の状況とかいろいろありまして、昨年の6年生と今年の6年生が同じような学力かといったら、そういう条件ではないのです。ただ、私どもとしては、やはり小樽市の市立の学校でございしますので、学力が完全に均等になるわけではございませんけれども、体力、学力の面も踏まえながら、後志教育局に私どもの思いは伝えてきまして、最終的には任命権者の後志教育局に教員を配置していただく形になってございしますので、決して学力を無視するとか、そういう考えには立ってございません。

○濱本委員

わかりました。

ぜひとも、小樽の学力の向上のためにできる手だては人事も含めてすべて行っていただきたい。それは、近い将

来、必ず立証されないと困るわけなので、ぜひとも立証できるようにすべての手だてを行っていただきたいというふうに思います。

◎小樽市の財政について

小樽市の財政に関連して、お伺いしたいと思います。

小樽市の財政は、決して豊かな状況ではないし、健全な状況でもないというのは共通した認識でありますし、先ほど質問の中にもありましたけれども、例えば他会計借入分で財源措置をしている体質が本当にいいのかといったら、そうではない。ですから、課題はたくさんあるわけです。

そういう意味では、例えば収入をより増やす、それから支出はより減らすということではありますが、収入の部分で言うと、一つは、いつも言われている話ですが、やはり未収金、いわゆる滞納の市税等の回収額の向上が一つの大きなテーマだと思うのです。というのは、三十数億円も未収金が残っている。例えば一般会計が、550億円ぐらいたとすると三十数億円という約 7 パーセント近くが滞納されていることになります。一般の企業でいくと、7 パーセントも未回収の債権があったら、とんでもない話です。株主から突き上げられて、社長はすぐに交代ですし、取締役も全員辞任となるような世界です。その部分については、たぶん、市役所も相当御努力をされているのだらうと思います。

そういう中で、平成22年度の市税概要を見ますと、21年度の市税の滞納繰越分の総額が37億円あって、そのうち 5 億 2,900 万円を回収しましたというふうになっていますが、これは、認識としては間違いないでしょうか。

○（財政）納税課長

そのとおりでございます。

○濱本委員

そうすると、この 5 億 2,900 円の中身というのは、基本的に、最初に滞納になった物件がありますね。それから、当然、年度がたっていくと延滞金がかかっていきますね。簡単に言えば、元金があって金利がついていくわけです。そうすると、この 5 億 2,900 万円というのは、元金分と金利分を合わせた金額なのか、元金分だけなのか、その点についてはどうですか。

○（財政）納税課長

内訳的には、元金分と延滞金は別扱いになっていますので、要するに、本税のほうには充当されて、延滞金が発生した場合には延滞金として収入科目で計上しております。

○濱本委員

そうすると、この 5 億 2,900 万円に対する延滞金というのは、たしか決算からいくと 1,100 万円ぐらいになっていると思うのですが、間違いないですか。

○（財政）納税課長

平成21年度の延滞金の額としては、1,126万6,000円となっております。

○濱本委員

ちょっと不思議なのは、5 億 2,900 万円に対して、その本税部分があって、簡単に言えば金利部分で 1,100 万円入ってきましたと。そうすると、これは 2 パーセントぐらいなのです。たしか、延滞金というのは 10 パーセント以上のはずなのですが、金額がこんなに少なくなっているというのは、延滞金に減免をかけたものもあるということですか。

○（財政）納税課長

延滞金につきましては、通常、納期から遅れて納入されるまでの期間について延滞金を課するわけですが、例えば差押えをして、それが換価される、あるいは債務整理の中で、要するに破産手続として配当されるといった場合には、延滞金も含めてなかなかこちらに配当されてこないのです。本税の一部だけで終わるという場合もあり

ますので、必ずしも本税にプラスされて延滞金が満額入るとは限りません。

○濱本委員

わかりました。

別な見方をすると、総額37億円が、いわゆる本税で発生した部分であります。発生した段階から、いわゆる不良になった部分から日にちがたっていくと、金利がだんだん発生するわけです。民間の会社だと、債権管理の部分で言うと、必ずそういう管理をしていくわけです。それは、年度末のときに未収金計上をかけて、さらにそれに対する金利も計上しなければならないわけです。そうでないと、会社の資産、いわゆる債権合計にはならないわけです。そうすると、例えばこの37億円には延滞金などは含まれていないということですね。どうですか。

○（財政）納税課長

毎年度、滞納額として示している数字は、あくまでも本税だけであって、延滞金は含まれておりません。

○濱本委員

小樽市全体の財政を考えると、財産に付随して二次的に発生している未収債権もやはり大事な財産なのです。その金額もわからないと、小樽市全体の財政を踏まえるときに、7パーセントぐらいもあり、決して少ない金額ではないわけですから、正確な判断というのはなかなか難しいと思うのですが、その辺は計算されているのでしょうか。

○（財政）納税課長

現在、実際の本税の滞納額自体につきましては、各個別の台帳から集計して、このぐらいの滞納分があるということは集計しているのですけれども、延滞金につきましては、あくまで滞納額が納入される時点で、要するに、日数計算で確定されるものですから、実際に換価して徴収するときに計算して計上するという形をとっております。

○濱本委員

言うなれば、延滞金が100パーセント回収されると、それはある意味、隠し預金みたいになってしまう。結局、最初から計上されていないのですから、含み益みたいな格好になるのだと思うのですけれども、それでは、本当の小樽市全体の財政を考えたときには、私はやり方としてあまり適切ではないと思います。ただ、自治体会計から言えばそれはそれで合法的なのでしょうけれども、本当に市役所の経営を——運営ではないです、経営を考えるときには、そこまでシビアにやらないと、経営というのはなかなか難しいのではないかなと思うのです。

今の時点ではいろいろできない部分もあるのでしょうけれども、将来的には、やはりこれだけの金額があると、回収率を向上させる意味でも、未回収債権の数値管理だとか、一元的な管理だとか、回収の具体策をどういうふうにするかというのは、もうちょっと考えていかなければならない課題はあると私は思うのです。たぶん、今までいろいろな手だてをしていると思うのです。この平成21年度の事務執行状況説明書の中にも、今までは書いていなかった納税課のところに差押え状況というのが書かれていて、ああ、こんなものかというのも見ました。これは例えば一部分かもしれません。たぶん、努力されていると思うのですけれども、まだまだ私は足りないところがあると思うのですが、これからも取り組むべきところはあるというふうに認識されていますか。

○（財政）納税課長

まず、延滞金につきましては、本税が納税されて、その時点で日数計算をして延滞金の額が確定します。そして、税法からいきましても、延滞金を支払わなければならないとなっていますけれども、先ほど説明しましたとおり、破産手続あるいは不動産競売手続の中で必ずしも延滞金が満額配当されるとは限らないものですから、そういう不確定な要素の部分を当初から調定額として収入金として見込むのはいかなものかという思いはあります。

○濱本委員

最終的に、収納率の向上、いわゆる未収金を回収していく上で小樽市も努力はされているでしょう。しかしながら、まだまだやらなければならないことがあるというふうに認識されているのかということについてはいかがで

○（財政）納税課長

私どもとしては、まず、滞納額そのもの、本税そのものの徴収にいかん力をきっちり入れていくかという部分に取り組んできています。それで、差押えなどの強制手続につきましては、平成19年度ころから他都市や道税事務所からノウハウを取り入れて、それ以降、差押えの実績も増えてきている、そういった状況になっております。近年は、公売手段も、例えばインターネット公売に取り組んで、今まで押さえられなかった財産についても押さえてそれを公売していくなど、いろいろな手段を取り入れながら本税滞納額の収納に力を入れてきているところです。

○（財政）税務長

今、納税課長のほうからいろいろと説明申し上げているのですけれども、まず、延滞金につきましては、昨年度は1,120万円あると先ほど申し上げました。その中には、延滞金というのは、未納額に対してその納期限から納めていただいたまでの間で計算します。ということは、委員がおっしゃいますように、36億数千万円の滞納額がありますけれども、それにかかる延滞金もありますし、現年度分の延滞金も発生しております。ですから、1,120万円の中には、その約2割が現年度分として発生している部分も含まれております。そういう面からいきますと、我々も過年度だけ見るのか、現年度は見ないのかということもありますので、延滞金としての項目だけで見ますと、なかなか困難な部分があります。

それと、滞納額の中には、死亡してもう既に納付される見込みのないものから、いろいろな部分がありますので、そういう部分も計算するとなると、我々として事務的に煩雑な部分もありますので、今までも答弁しておりますけれども、延滞金は発生主義でその都度徴収していきたいと考えております。

○濱本委員

延滞金だけではなく、滞納繰越分プラス延滞金をトータルで考えていって、こちらだけとか、あちらだけという話ではないので、その点については誤解を招かないように一応言っておきます。例えば、1億円とか2億円しか滞納繰越しがありません、それに付随して発生する延滞金がこれだけしかありませんということではないので、やはりそれなりの努力はしていかなければならないし、簡単に言えば、平成21年度だって5億2,900円の回収をしているわけです。回収をしているけれども、22年度の予算では、21年度当初予算ベースからいくと、実は、市税の滞納繰越分は2億7,000万円増えているわけです。5億2,900円を徴収してきても2億7,000万円は増えてしまうというこの現実を踏まえたときに、やはりいろいろな努力をして回収を強化していかなければならないだろうということなので、そのことについてはぜひともお願いしたいと思います。

回収策の一つに、最近よく言われているのが、行政がいろいろな市税、それから国民健康保険料も含めて不動産、土地建物の差押登記をかけて、もう破綻しそうだということで任意売却をかけたいけれども、差押登記がかかっているので任意売却できませんと。

これは、あるブログに書いてあったのですが、経済的なことを考えると、担保権の設定登記が、ほとんど土地建物の破綻の部分で言うと金融機関が最初にかかっている。そこから何年かして滞納がだんだん出てきてという中で、登記の優先順位からいくと金融機関にほとんどある。差押登記をかけると任意売却がなかなかできないので、任意売却を外してくださいという話になると、うちは外せません。では、競売にかけましょうかということになって競売にかけると、実は、市税の差押登記をかけているにもかかわらず、実質的には配当ゼロで終わる。そういうパターンがあるのですが、小樽市はそういうようなことはないのですか。

○（財政）納税課長

差押不動産の任意売却で、年に何件か、相談に来られるケースがあります。その場合には、市税の差押えに先行する抵当権などの債権現在高と市税の滞納額、それと売却予定額、これらを総合的に勘案して、幾らで解除したらいいかということを検討して回答する形をとっています。

○濱本委員

それは、具体的にルールとしてはあるのですか。例えば、市税として100万円ありました。けれども、差押登記をかけて、実際問題は競売になったら、優先順位が低いから1円たりとも入らない。そうすると、どこまでだったら差押登記を解除するのかというような基本的なルールはありますか。

○（財政）納税課長

こちらとしては、少しでも多く滞納額に充当したいものですから、多ければ多いほどいいのですけれども、結局、抵当者のほうもそれなりに充当したいと思っていますので、それは、全体の額と、それぞれどれぐらいの債権額があるのかということをケースごとに判断しながら持っていかなければならないので、一律にここが基準だというのは特にはないです。

○濱本委員

私が言いたいのは、例えば法的なルール上からいけば、差押登記を解除しなくても、競売になって1円でも入らなかったら、そこで滞納繰越額から除却できるわけですから、それでもいいという感覚もあると思うのです。しかし、そうではなくて、そこで10万円でも20万円でも取れるのであれば、それは取っていただきたいのです。そのことに関しては、臨機応変と言ったほうがいいのかどうか分かりませんが、ケース・バイ・ケースで柔軟な対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○（財政）納税課長

確かに、法的には、競売手続の中で配当されますから、その手続を待って、配当がなければ仕方がないという方法もあるのです。ただ、こちらとしては、やはり少しでも滞納額を減らしたいですから、単に法律に従っていくか、あるいは任意売却の中で少しでも充当していくか、それはやはりケースごとに判断して、実のあるほうをとっていききたいというふうに考えています。

○濱本委員

要は、競売にかかっても任意売却でもいいのですけれども、所有者が新しくかわると、きちんと次にまた税金を払ってくれるという可能性もあるものですから、そういう意味では、当然、競売が最終的にできるまでというのは、時間的なもので言うと任意売却のほうが当然早いわけですから、その辺は臨機応変に対応していただいて、ぜひとも市税収入の確保に努めていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

◎行政委員会・審議会委員の報酬について

行政委員会・審議会委員の報酬についてお尋ねします。

これについては、各種委員の報酬額が妥当かどうかということが全国のオンブズマンの間でいろいろ指摘されています。それから、今回の札幌市議会では、選挙管理委員会の委員の報酬を月額から実際に日額に変更することに決まりましたので、その辺で小樽の状況についてお尋ねしたいと思います。

小樽の場合には、行政委員会の報酬額は今はどのようになっていますでしょうか。

○（総務）職員課長

行政委員会の委員の報酬につきましては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会がございますが、こちらは月額で支給しているところです。それと、公平委員会委員につきましては、従前は月額だったものを日額に改めまして、今、支給しているところでございます。

○大橋委員

報酬額ですから、金額のほうもお願いします。

○（総務）職員課長

実は、平成10年1月に額を改定してございまして、ベースとなる金額はあるのですが、現行、健全化の一環として10パーセントを削減して実際には支給しているものですから、10パーセント支給を減額している額で答弁をさせていただきます。

教育委員会は、委員長が10万8,000円、委員が8万1,900円、選挙管理委員会の委員長が5万1,300円、委員が3万6,000円、それと、監査委員は識見を有する者ということで22万5,000円、議員選出で4万4,100円、農業委員会の委員長が4万7,700円、委員が2万9,700円であります。

○大橋委員

審議会等、いわゆる附属機関の構成員ですが、出席したときに報酬を受けますけれども、その報酬についてはどうなっていますか。

○（総務）職員課長

附属機関の委員の報酬につきましては、委員長が1回5,900円、委員が1回5,300円と、いずれも先ほど申しましたように、10パーセントを削った後の額であります。

○大橋委員

それから、私どももそのようなものに参加して報酬を受けているケースがあります。この間、住宅行政審議会に出ましたら5,300円をいただいたわけですが、この報酬について、自分で報酬をいただかなくてもいいという考えの人もいます。私どもも、昔、青年会議所をやっていたころに、各種団体に青年会議所からかなりのメンバーがいろいろ参加していたのですが、そのときに報酬をもらうことを一切辞退しようとしたのですけれども、市のほうから辞退は認めないということを言われまして、もう20年以上前の話ですが、辞退するのをあきらめたことがあります。

それから、今でも議員の中には、議員の日常の仕事として既に議員報酬をもらっていますから、その中で審議会に出るとか、そういう部分で報酬をもらうのを自分は辞退したいと言っている議員もいます。現在、そういう報酬に対して辞退することが認められるのかどうか、それについてお尋ねします。

○（総務）総務課長

報酬の辞退については、委員会の始まる前とかは無理ですけれども、例えば条例でそれを支給しないことにするとか、そういうことは地方自治法で支給しなければならないということになっておりますので、それは条例上の規定ではつくことは無理です。終わってから、その委員のほうから辞退したいということであれば、権利の放棄ということで認められる形になります。ただし、公職選挙法の公職者である方、委員もそれに該当すると思いますけれども、その方々は、今度は公職選挙法の規定にひっかかりまして、そちらのほうで寄附行為に該当するような形になりますので、議員の方や、公職の方は放棄できない形になってございます。

○大橋委員

札幌市の選挙管理委員会が、今度は日額で、実質、出席した日だけという形になりました。資料を基に計算した場合に、札幌市選挙管理委員会の委員長の場合、日額制にした場合で年間合計178万円ほどの報酬になろうと思います。それから、区の選挙管理委員会の委員長の場合は合計額で年間43万円ぐらいの計算になります。

小樽市の場合は、現在、月額が5万1,300円ですから、年に直しますと61万5,600円という金額になります。これは、選管だけに限らず、小樽市として行政委員の報酬について今後見直す予定、検討する予定は現在ありますでしょうか。

○（総務）総務課長

実は、平成20年4月に滋賀県のほうで大阪高裁の判決が出てございます。それを見ますと、選挙管理委員会の月額支給はいいということになっているのですけれども、労働委員会、収用委員会はやはり月額の支給はどうかというような判決になっております。こういう判決が出ておりますので、全国知事会などでも議論になっているようでございます。

この部分についてはまだ係争中でございますので、その辺を見ながら、小樽市についても検討が必要と思っております。ただ、これは行政委員のほうともそれぞれ相談しなければならない部分がございますので、そういう形で考えてございます。

○大橋委員

◎選挙管理委員会について

選挙管理委員会の関連でお尋ねします。

今、名古屋市の河村市長が選挙管理委員会といろいろ争っていまして、そのときに、選挙管理委員会の中に元市議会議員が3名いて多数を占めている、それに対して非常に議論が巻き起こりましたけれども、小樽市の場合の選挙管理委員会にも元市議会議員は含まれているのですか。

○選挙管理委員会事務局長

今、4名の委員がおりますが、1名の方は元市議会議員です。

○大橋委員

今のは確認でございます。

◎運河浄化の取組について

次に、運河の状態についての質問なのですが、雪あかりの路がまた始まりまして、水面が光る玉で飾られるわけです。25年前に、運河はメタンガスが噴き出して、物すごく臭い存在でした。それから見ますと、過去、新谷市長、山田市長と運河浄化に関しては努力されてきたことは大いに評価させていただきたいと思います。

運河浄化について、現在の状況はどういうふうになっていますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

運河浄化に関する現在の取組という御質問でございます。

現在ということにはなりません、まず、運河内での直接的な取組といたしまして、運河に堆積してございました汚泥のしゅんせつ作業をずっと進めておりまして、平成21年度で完了したところでございます。また、運河に流入する3河川にはそれぞれ沈砂池が設けられておりますけれども、汚泥の除去作業については今年度も継続的に作業をしていただいております。

○大橋委員

今回までの作業において、運河の水質などについてかなり効果があるというふうにお考えでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

これまでの取組によります水質改善の効果という御質問でございます。

基本的に、運河の水質改善につきましては、先ほど説明させていただいたように、直接的な運河でのしゅんせつ作業、また入口部での流入土砂の軽減として沈砂池の除去作業、それと運河には3河川から河川水が流れ込んでいるのですが、この水質改善として下水道の普及という3本立てで改善を進めてきてございます。

最終的に、その効果でございますけれども、運河の水質データというのは、毎年、統計表には載っているのですが、運河につきましては、河川水の流入とか干満による海水の流入とか、非常に難しい水環境にございます。そういった意味で、指標的に効果を提唱できる状況になってございませぬけれども、基本的に、まず、水質の悪化の要因となっております汚泥を完全に除去したこと、また下水道の普及率が上がってきていること、これらのことから

運河の水質についてはかなり改善されてきていると考えてございます。

○大橋委員

運河の浄化というのは、民間のいろいろな浄化装置の業者とか、自然保護の人たちとか、又は北海道電力が自分のところの火力発電所の灰を実験に使ってほしいとか、過去に民間からいろいろな申出があって、そういう装置や薬も実験してきているように見えていますけれども、過去のそういう民間の実験の状況とその効果についてはどのようなになっていますでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

これまでの民間業者による運河の浄化に関する取組事例ということで、３点ほど報告させていただきます。

まず、平成13年になりますけれども、浄化に有効とされている E N T という細菌がありますけれども、これを用いた浄化実験が行われております。その後、17年には、運河内の酸素濃度を高めるための曝気装置や水質改善剤をあわせて用いた浄化実験が行われております。また、18年には、環境改良剤という薬剤の散布による浄化実験などが行われております。いずれも民間でやっていただいた実験です。

この効果につきましては、いずれの実験も短期間で行われているということもありまして、運河の水質データ等と照らし合わせた中でははっきりした効果は具体的に見えていない状況にあります。

○大橋委員

しゅんせつが完了したばかりで、大仕事の一つ終わったというふうに思っています。あと、今後、運河の水質の改善などについて対策を講じるのかどうかを含めて、今後についてはどのような方針を持っていच्छいますか。

○（産業港湾）事業課長

水質改善に関する今後の取組ということですが、当年、私どもは平成21年度でしゅんせつ事業をいったんは完了したということで、水質についてはある程度保っていけるという考え方に立っております。ただ、運河というのは、３河川から流入してきており、絶えず河川の影響を受けるという水環境でございますので、将来的にはまた汚泥がたまっていくことも予想されております。

そこで、私どもとしては、基本的に水質の観測、定期的な底質の調査を行いながら、水質の保全に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

○大橋委員

◎貸出しダンプ制度について

貸出しダンプ制度についてです。

昨年、公明党の高橋議員と私で、町会に対して貸出しダンプ制度を利用して、町会の負担はゼロですから自分のところの仕事をさせてくださいという業者が横行した問題についてやりました。それについて、今回、市の貸出しダンプ制度についての新しい指針が町会のほうにも来ておりますけれども、この主な改善点、改革点はどこでしょうか。

○（建設）庶務課長

今年度の貸出しダンプ制度の見直しについてということでございます。

制度利用者のほうから見た立場で大きく二つの観点で見直しをしてございます。一つ目は、町会等が貸出しダンプ制度を利用する際に、町会等に除排雪経費や積込み経費という経費負担がない場合、それから著しく経費が安い場合、これは市の基準額として１時間当たり３,０００円以上という基準を設けておりましたけれども、これを下回るような経費の場合には貸出しダンプ制度の利用を認めないということで整理をさせていただいております。もう１点は、市の排雪路線における貸出しダンプの利用の制限ということでございまして、排雪１種路線やバス路線といったものに対しては貸出しダンプの利用対象外ということで位置づけさせていただいております。

○大橋委員

また、昨年、無料というところで問題点として一つあったのは、有料であれば安全確認の作業員の日当が 1 万円や 2 万円と、機械代にプラスされて請求されるのですけれども、そこが無料になっているものですから、安全作業員をつけていないで作業をしているという実態が指摘されていました。

それで、交通整理の問題、通行人の安全の問題、そういうところで安全確認の作業員がいないということはいろいろ問題があるのですけれども、これについては作業員をつけるということを義務化しているのか、どういうふう

に指導をしているのか、どうなのでしょう。

○（建設）庶務課長

安全誘導員の配置でございますけれども、毎年度、貸出しダンプ制度の手引の中で安全誘導員を必ず配置するよう強調して記載をさせていただいております。また、積込み業者の登録業者の説明会、あるいは貸出しダンプの抽せん会におきましても安全誘導員を必ず配置するようという事で強く要請をしております。

残念ながら、御指摘のとおり、安全誘導員を配置しないケースが昨年度、私どものパトロールの中でもありまして、その場で直ちに安全誘導員を配置するよう指導したということもございます。

そういった意味では、まだ徹底不足を感じておりますので、今年度につきましては、今後、抽せん会もございますので、そういった場面でさらに強く要請をしていきたいと考えております。

○大橋委員

今年の改善点、それから安全に対しての要請をしていくわけですが、それに対して、実行されているかどうかのチェック体制はどういうふうにしていきますか。

○（建設）庶務課長

チェック体制ということで申し上げますと、現場のパトロールになろうかと思います。昨年度まで週に 2 回程度のパトロールの実施状況でございましたけれども、今年度から、パトロールに参加する人数も増やしまして週 4 回程度に増加して実施したいと考えております。特に、申請箇所と違った箇所の排雪をやっていないかとか、ダンプトラックの作業状況、さらには、今、御質問のありました安全誘導員の配置状況などを重点的に確認してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のために暫時休憩とします。

休憩 午後 4 時 15 分

再開 午後 4 時 35 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○北野委員

共産党を代表して、議案第 2 号及び第 6 号に反対する討論を行います。

議案第 2 号新光共同調理場の調理等業務委託料 8,200 万円が新規に民間委託をするということで提案されていますが、これには反対です。

人員は 28 人を確保するとのことですが、公募型プロポーザル方式で 5 者が応募して、1 次で 2 者に絞り込み、2 次審査で 1 者を選択、年明けに随意契約するとのこと。人件費の総額は、直営のときは 2 億 1,000 万円、委託に

なれば、8,200万円のうち7,656万円が人件費です。1億3,300万円も倹約になる。これは、小樽市にとっては倹約ということになるでしょうけれども、賃金の切下げにより働いている方々の労働条件を悪くすることについては、我々としては認められない。

それから、議案第6号病院事業会計補正予算についてですが、給食業務委託料として平成23年度から25年度までの債務負担分として5億2,500万円が提案されています。これも、これまで議会で議論されてきた経過がありますが、小樽病院でも医療センターでも業務委託によって従業員がそれぞれ大幅に削減され、人件費でも病院合わせて1億2,978万円の倹約となります。ここでも官製ワーキングプアを教育委員会や病院が率先してつくることになるので、認められません。

なお、議案第24号公の施設の集会所の指定管理者の指定についてであります。賛成はいたしますが、一言つけ加えておきます。

平成17年第4回定例会のときに、10か所に及ぶ各市営住宅の集会所の管理運営を各自治会などの管理委員会に任せるといふことになれば、住民同士のトラブルなどが起きたとき、管理責任者の精神的負担や責任の所在などで問題が生じはしないかという心配がされましたので、反対いたしました。その後5年間の経過に照らして、改めて担当者からこれらの心配についての5年間の経緯を聞き取りいたしました。その結果、こういう心配は基本的にはないとのことなので、今回は賛成することにしました。今後とも注意を払って、こういう心配が起きないようにしていただきたいということをつけ加えて、討論いたします。

詳しくは、本会議でやります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決します。

まず、議案第2号及び第6号について、一括採決します。

いずれも可決と決定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数です。

よって、いずれも可決と決定しました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決します。

議案はいずれも可決と、報告は承認と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

閉会に先立ちまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

こういうあいさつもきっと私は最後になるのではないかなという思いも若干込めながらですが、3日間の委員会でありましたけれども、付託された案件はもとより、行政全般にわたって熱心な審議をいただきました。委員長としての任務、仕事を全うすることができたのではないだろうかと思っております。

これも、井川副委員長をはじめ、各委員、山田市長をはじめ、理事者の皆様の御協力があったのものであります。深く感謝をしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

以上をもって当委員会を閉会いたします。